

# 令和7年度 全国労働衛生週間

本 週 間 令和7年10月1日(水)～7日(火)

準備期間 令和7年9月1日(月)～30日(火)

令和7年度 全国労働衛生週間スローガン

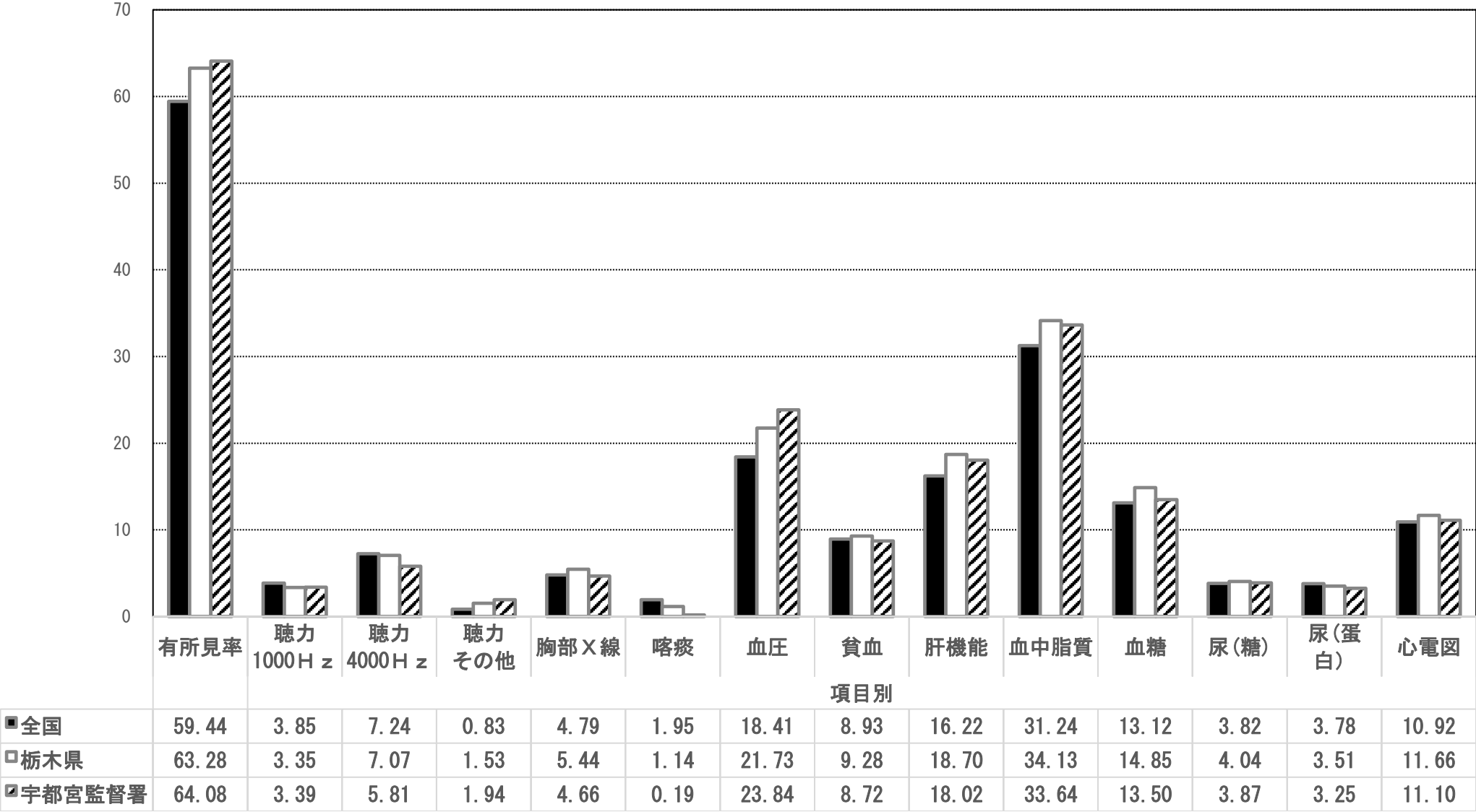
『 ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて  
ストレスチェックで健康職場 』

宇都宮労働基準監督署

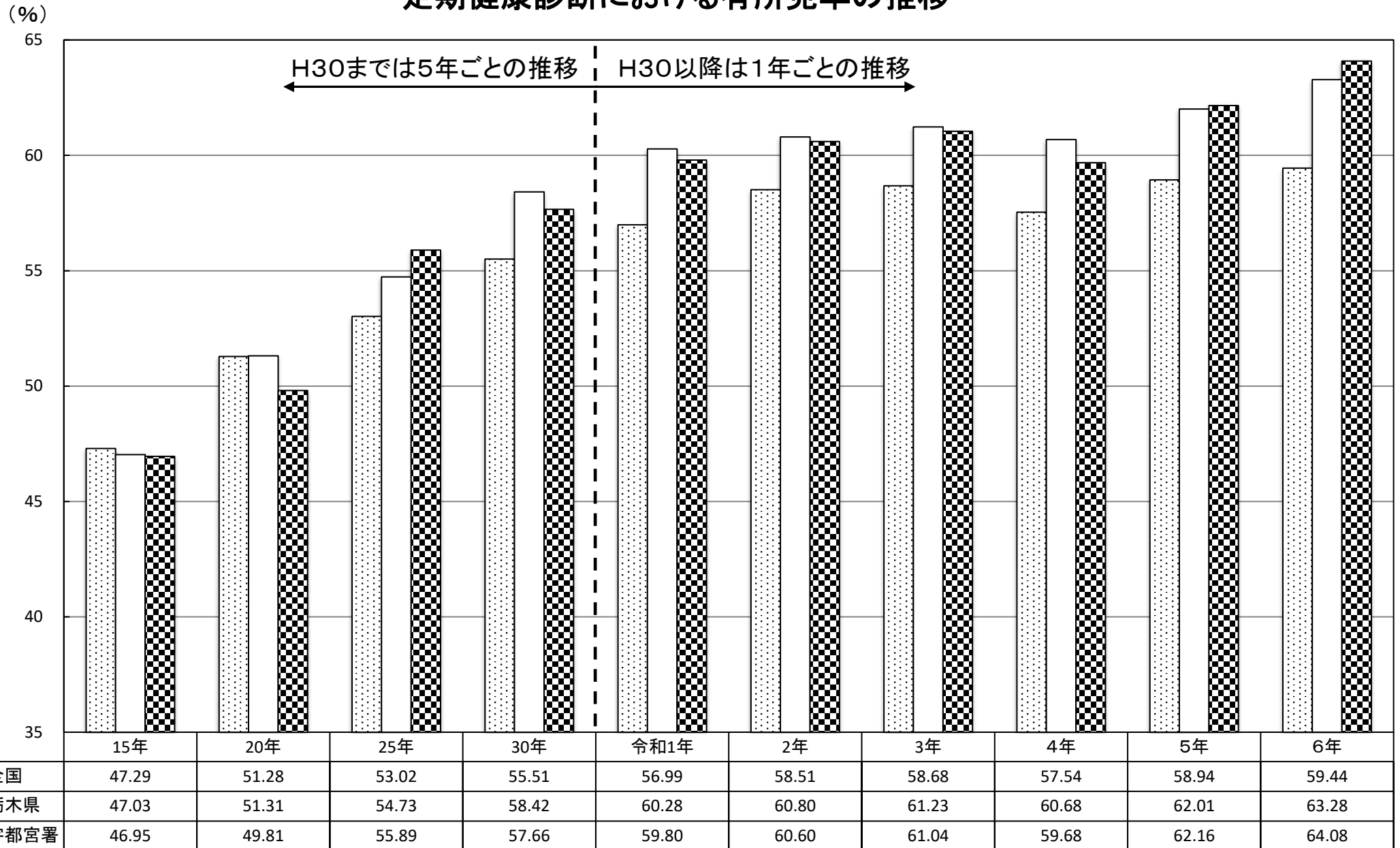
# 目 次

|                                                       |         |
|-------------------------------------------------------|---------|
| ・ 令和 6 年定期健康診断検査項目別有所見率〔全国・栃木県・宇都宮監督署管内〕              | 1 p     |
| ・ 定期健康診断における有所見率の推移〔全国・栃木県・宇都宮監督署管内〕                  | 2 p     |
| ・ 特殊健康診断別有所見者数の推移                                     | 3 p     |
| ・ 監督署別特殊健康診断有所見者状況（令和 6 年）                            | 4 p     |
| ・ 特殊健康診断等対象事業場・受診労働者数の推移                              | 5 ～ 6 p |
| ・ 職業性疾病の分類別・発生状況の推移                                   | 7 ～ 8 p |
| ・ じん肺健康診断実施状況等の推移                                     | 9 p     |
| ・ 監督署別じん肺管理区分の決定状況                                    | 10 p    |
| ・ 令和 6 年度 規模別心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況（ストレスチェック）        | 11 p    |
| ・ 「健康診断結果報告等の提出 忘れていませんか？」                            | 12 p    |
| ・ 「労働安全衛生法関係の一部の手続の電子申請が義務化されます」                      | 13～14 p |
| ・ 「労働安全衛生法等の規定に基づく健康診断等一覧」                            | 15 p    |
| ・ 「2022(令和 4)年 10 月 1 日から歯科健診の結果報告がすべての事業場に義務化されます」   | 16 p    |
| ・ 「労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について」                         | 17～20 p |
| ・ 脳血管疾患及び虚血性心疾患等/精神障害等の労災補償状況〔全国・栃木県〕                 | 21 p    |
| ・ 痛み N i c e とちぎ腰痛予防体操                                | 22～23 p |
| ・ 「労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて」                    | 24～27 p |
| ・ 「エイジフレンドリーガイドライン」<br>及び「令和 7 年度エイジフレンドリー補助金」のご案内    | 28～34 p |
| ・ 「化学物質対策について」（栃木産業保健総合支援センターのご案内）<br>（ S D S 電子化補助金） | 35～36 p |
| ・ 「死亡労働災害多発警報発令」「令和 7 年 栃木県内における死亡労働災害状況」             | 37～41 p |
| ・ 「酸素欠乏症・硫化水素中毒防止 チェックリスト」                            | 42～43 p |

令和6年 定期健康診断検査項目別有所見率

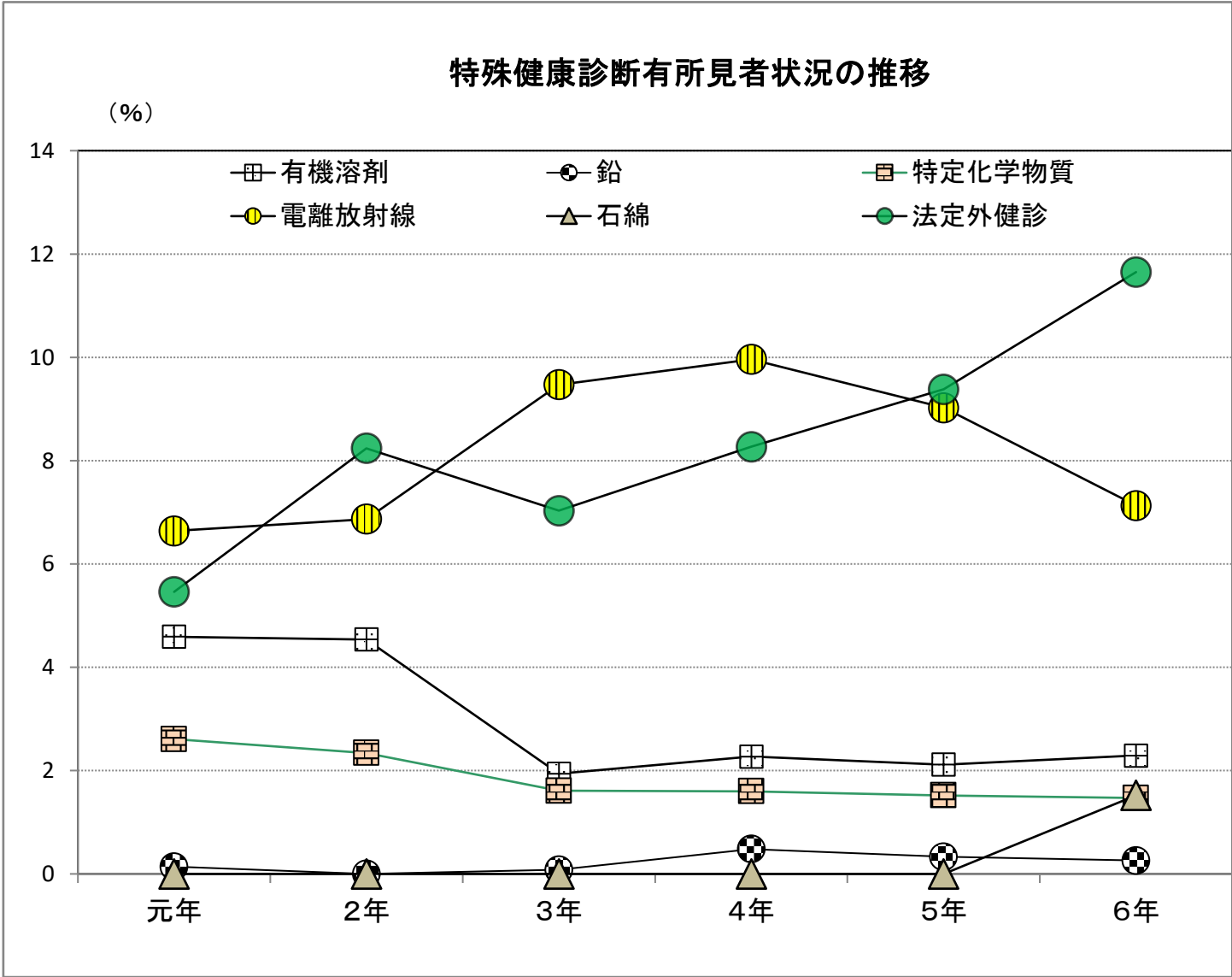


## 定期健康診断における有所見率の推移



特殊健康診断別有所見者数の推移

栃木労働局



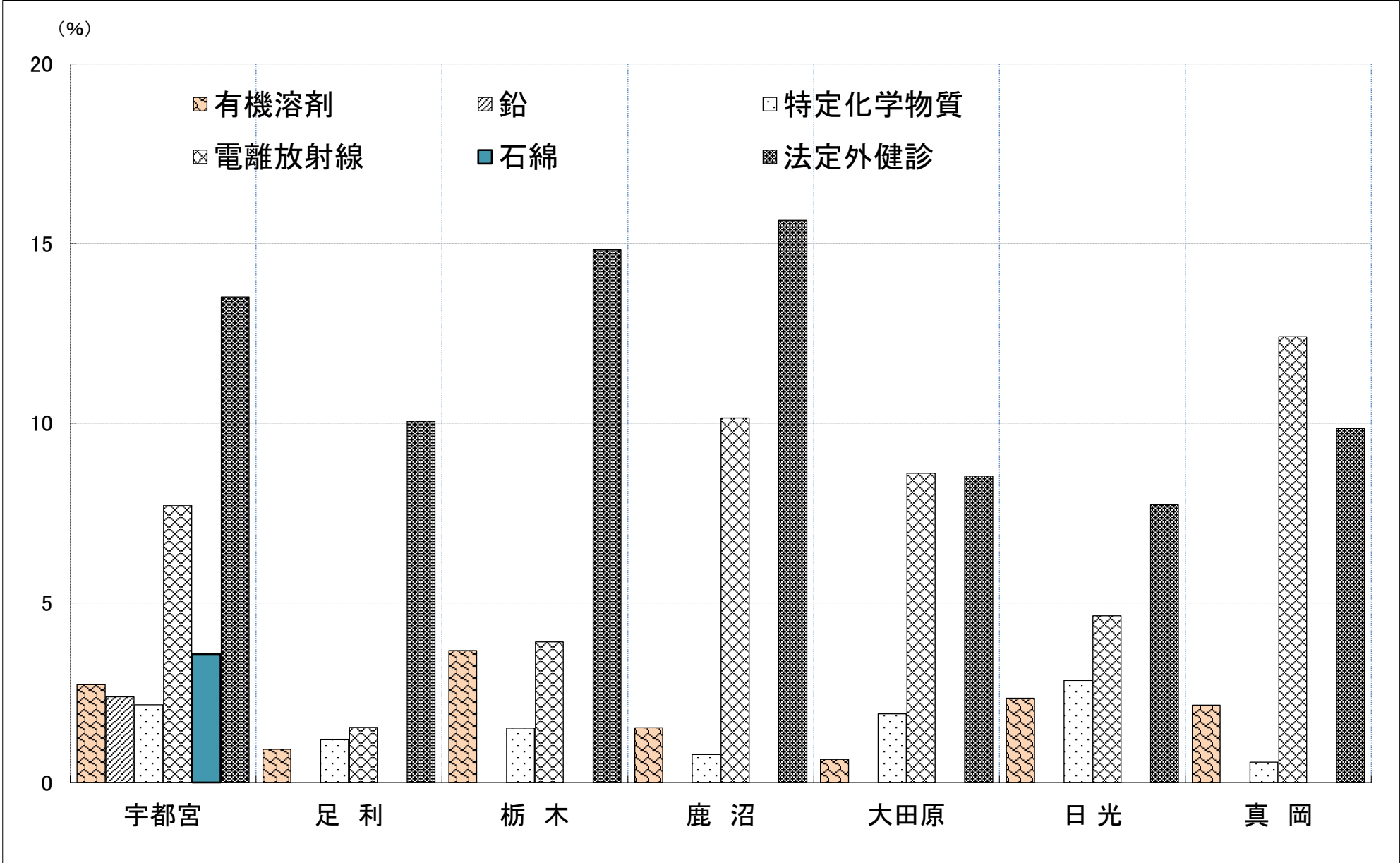
特殊健康診断別有所見者数の推移

| 区 分    |         | 20年    | 30年    | 元年     | 2年     | 3年     | 4年     | 5年     | 6年     |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 有機溶剤   | 対象事業場   | 884    | 989    | 985    | 1,000  | 1,017  | 1,027  | 1,026  | 1,068  |
|        | 受 診 者 数 | 16,134 | 17,007 | 16,335 | 17,057 | 17,208 | 18,797 | 18,491 | 18,366 |
|        | 有所見率 %  | 4.70   | 4.39   | 4.59   | 4.54   | 1.94   | 2.27   | 2.11   | 2.29   |
| 鉛      | 対象事業場   | 141    | 91     | 85     | 83     | 77     | 77     | 72     | 74     |
|        | 受 診 者 数 | 2,150  | 1,450  | 1,397  | 1,388  | 1,330  | 1,245  | 1,202  | 1,603  |
|        | 有所見率 %  | 0.70   | 0.34   | 0.14   | 0.00   | 0.08   | 0.48   | 0.33   | 0.26   |
| 特定化学物質 | 対象事業場   | 217    | 654    | 672    | 706    | 912    | 1,116  | 1,150  | 1,243  |
|        | 受 診 者 数 | 3,726  | 17,391 | 17,307 | 18,404 | 24,268 | 27,652 | 27,024 | 31,649 |
|        | 有所見率 %  | 1.72   | 1.81   | 2.61   | 2.34   | 1.61   | 1.60   | 1.52   | 1.47   |
| 電離放射線  | 対象事業場   | 170    | 180    | 169    | 167    | 309    | 173    | 191    | 194    |
|        | 受 診 者 数 | 4,438  | 5,165  | 4,698  | 4,836  | 4,469  | 5,660  | 5,719  | 5,809  |
|        | 有所見率 %  | 4.82   | 7.09   | 6.64   | 6.87   | 9.47   | 9.96   | 9.02   | 7.13   |
| 石 綿    | 対象事業場   | 18     | 23     | 20     | 18     | 17     | 19     | 27     | 26     |
|        | 受 診 者 数 | 299    | 259    | 193    | 21     | 22     | 115    | 242    | 268    |
|        | 有所見率 %  | 4.35   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 0.00   | 1.52   |
| 法定外健診  | 対象事業場   | 362    | 447    | 426    | 443    | 479    | 484    | 469    | 480    |
|        | 受 診 者 数 | 31,833 | 33,721 | 30,856 | 32,825 | 33,767 | 30,106 | 26,025 | 27,996 |
|        | 有所見率 %  | 10.55  | 6.03   | 5.46   | 8.24   | 7.03   | 8.27   | 9.38   | 11.65  |
| 合 計    | 対象事業場   | 1,792  | 2,384  | 2,357  | 2,417  | 2,811  | 2,896  | 2,935  | 3,085  |
|        | 受 診 者 数 | 58,580 | 74,993 | 70,786 | 74,531 | 81,064 | 83,575 | 78,703 | 85,691 |

注 1. 各種健康診断結果報告書の集計結果による。  
2. 法定外健診は指導通達に基づく健康診断の合計数である。  
3. 石綿に係る平成10年までの健診結果は特定化学物質に含まれている。

監督署別特殊健康診断有所見者状況（令和6年）

栃木労働局

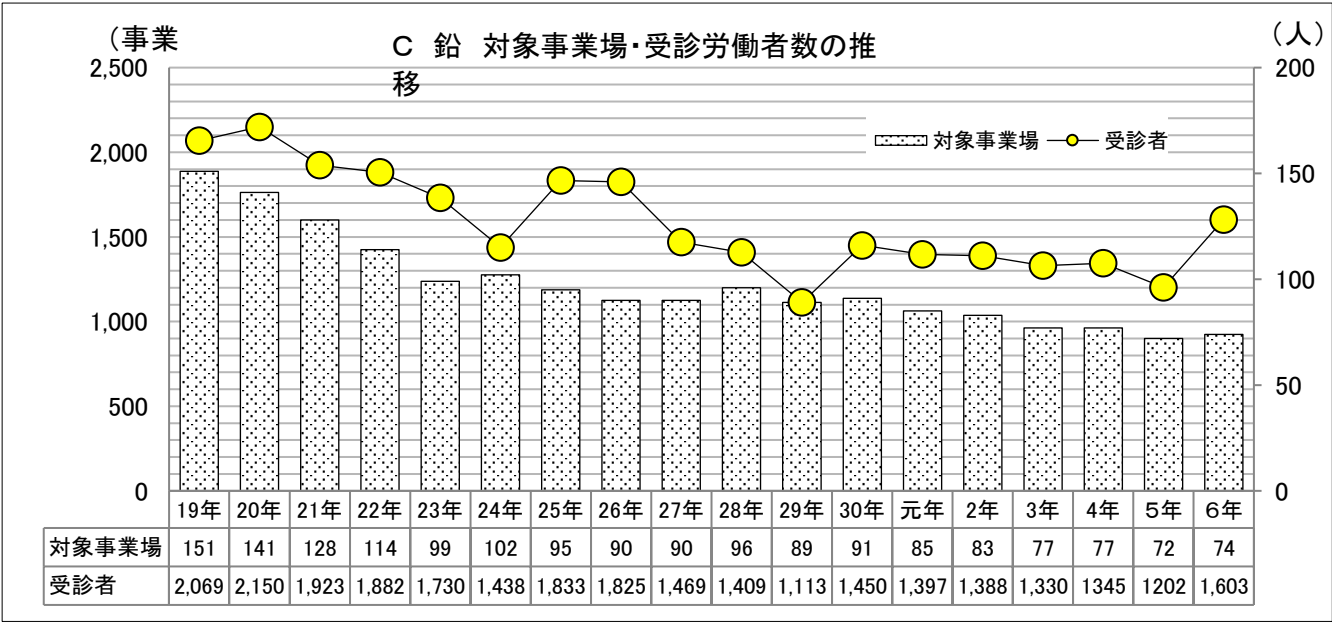
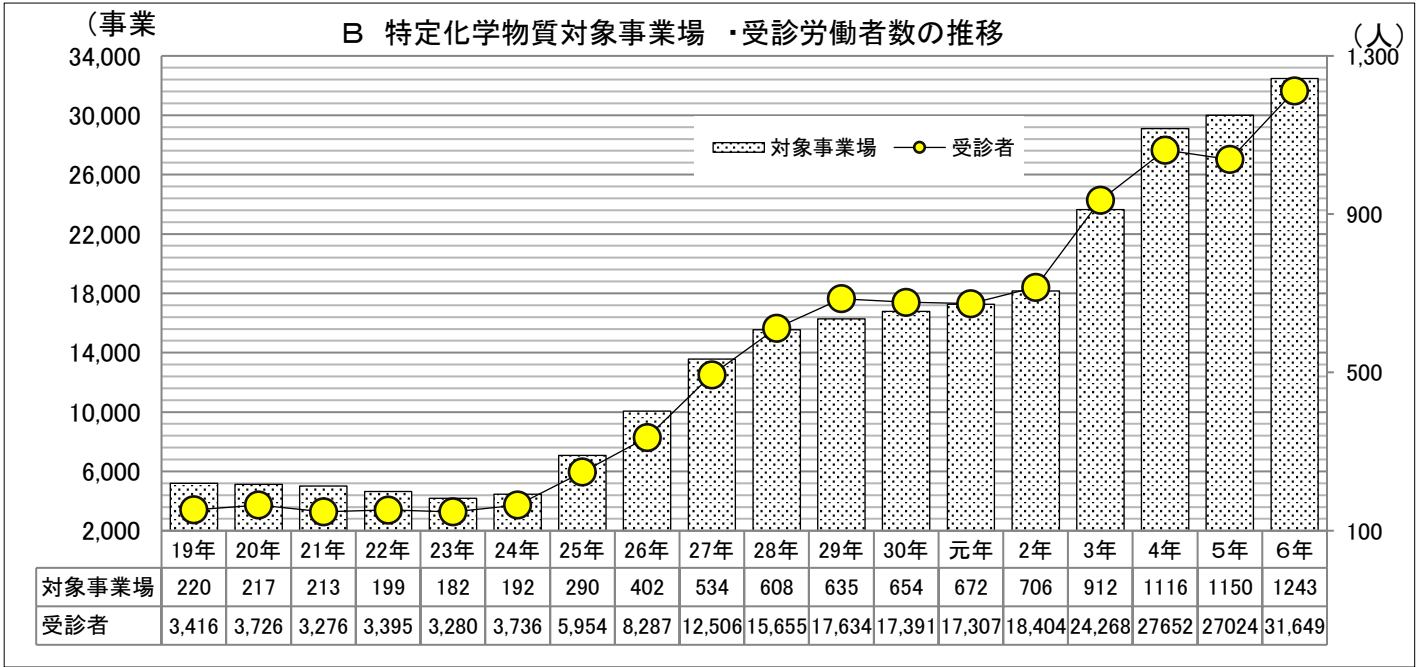
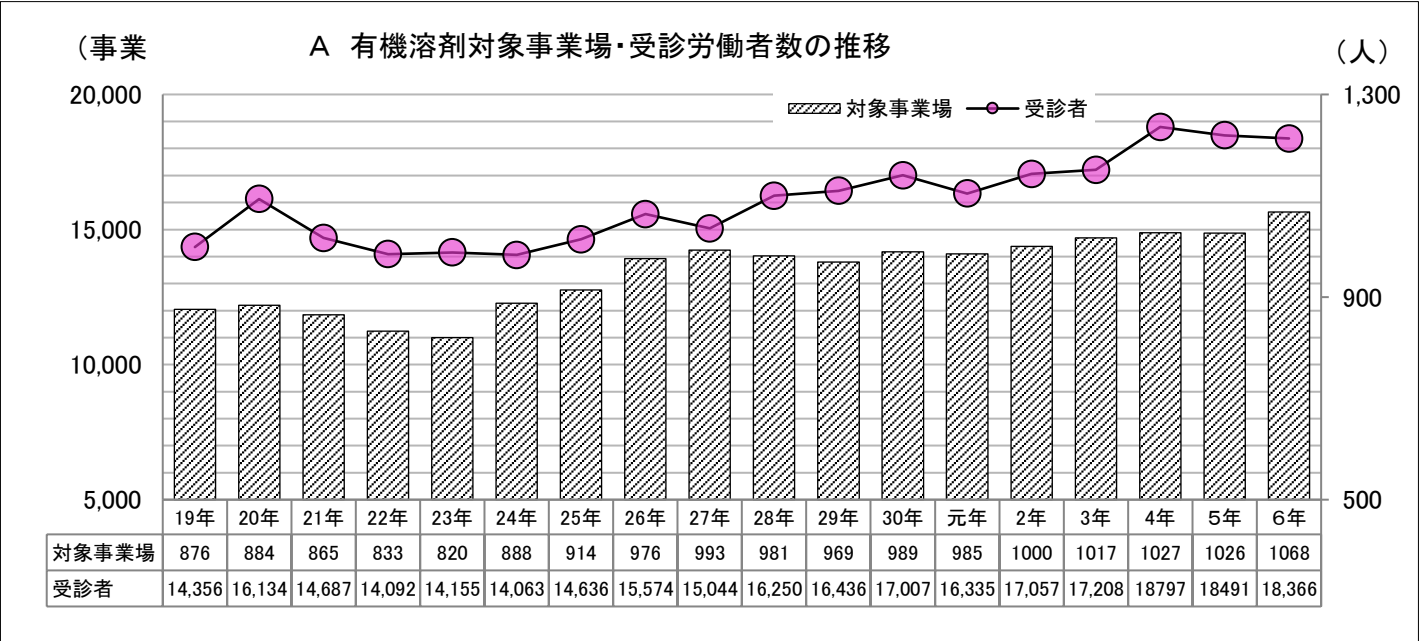


署別特殊健康診断有所見者状況

| 区 分    |         | 宇都宮    | 足 利   | 栃 木    | 鹿 沼   | 大田原    | 日 光   | 真 岡    | 局      |
|--------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|
| 有機溶剤   | 対象事業場   | 277    | 84    | 298    | 86    | 135    | 61    | 127    | 1,068  |
|        | 受 診 者 数 | 4,929  | 975   | 4,610  | 1,121 | 3,613  | 511   | 2,607  | 18,366 |
|        | 有所見率 %  | 2.72   | 0.92  | 3.67   | 1.52  | 0.64   | 2.35  | 2.15   | 2.29   |
| 鉛      | 対象事業場   | 15     | 1     | 13     | 5     | 23     | 8     | 9      | 74     |
|        | 受 診 者 数 | 168    | 4     | 235    | 15    | 360    | 379   | 364    | 1,525  |
|        | 有所見率 %  | 2.38   | 0.00  | 0.00   | 0.00  | 0.00   | 0.00  | 0.00   | 0.26   |
| 特定化学物質 | 対象事業場   | 309    | 79    | 372    | 125   | 140    | 70    | 148    | 1,243  |
|        | 受 診 者 数 | 7,494  | 1,586 | 8,164  | 2,056 | 3,395  | 563   | 6,507  | 29,765 |
|        | 有所見率 %  | 2.16   | 1.20  | 1.51   | 0.78  | 1.91   | 2.84  | 0.57   | 1.47   |
| 電離放射線  | 対象事業場   | 65     | 14    | 43     | 8     | 29     | 9     | 26     | 194    |
|        | 受 診 者 数 | 999    | 522   | 1,408  | 148   | 1,675  | 151   | 822    | 5,725  |
|        | 有所見率 %  | 7.71   | 1.53  | 3.91   | 10.14 | 8.60   | 4.64  | 12.41  | 7.13   |
| 石 綿    | 対象事業場   | 15     | 3     | 4      | 0     | 1      | 0     | 3      | 26     |
|        | 受 診 者 数 | 112    | 37    | 104    | 0     | 9      | 0     | 1      | 263    |
|        | 有所見率 %  | 3.57   | 0.00  | 0.00   | 0.00  | 0.00   | 0.00  | 0.00   | 1.52   |
| 法定外健診  | 対象事業場   | 117    | 27    | 140    | 40    | 47     | 20    | 89     | 480    |
|        | 受 診 者 数 | 4,959  | 1,342 | 6,076  | 1,061 | 2,567  | 530   | 11,461 | 27,996 |
|        | 有所見率 %  | 13.51  | 10.06 | 14.83  | 15.65 | 8.53   | 7.74  | 9.85   | 11.65  |
| 合 計    | 対象事業場   | 798    | 208   | 870    | 264   | 375    | 168   | 402    | 3,085  |
|        | 受 診 者 数 | 18,661 | 4,466 | 20,597 | 4,401 | 11,619 | 2,134 | 21,762 | 83,640 |

注 1 各種健康診断結果報告書の集計結果による。  
2 「法定外健診」は指導通達に基づく健康診断の合計数である。

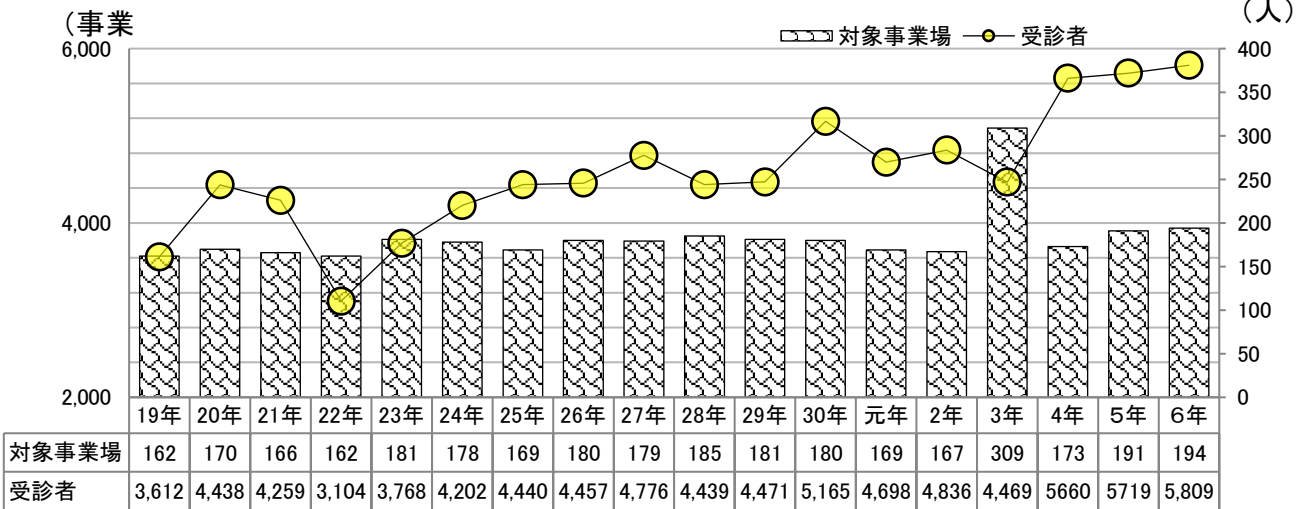
特殊健康診断等対象事業場・受診労働者数の推移



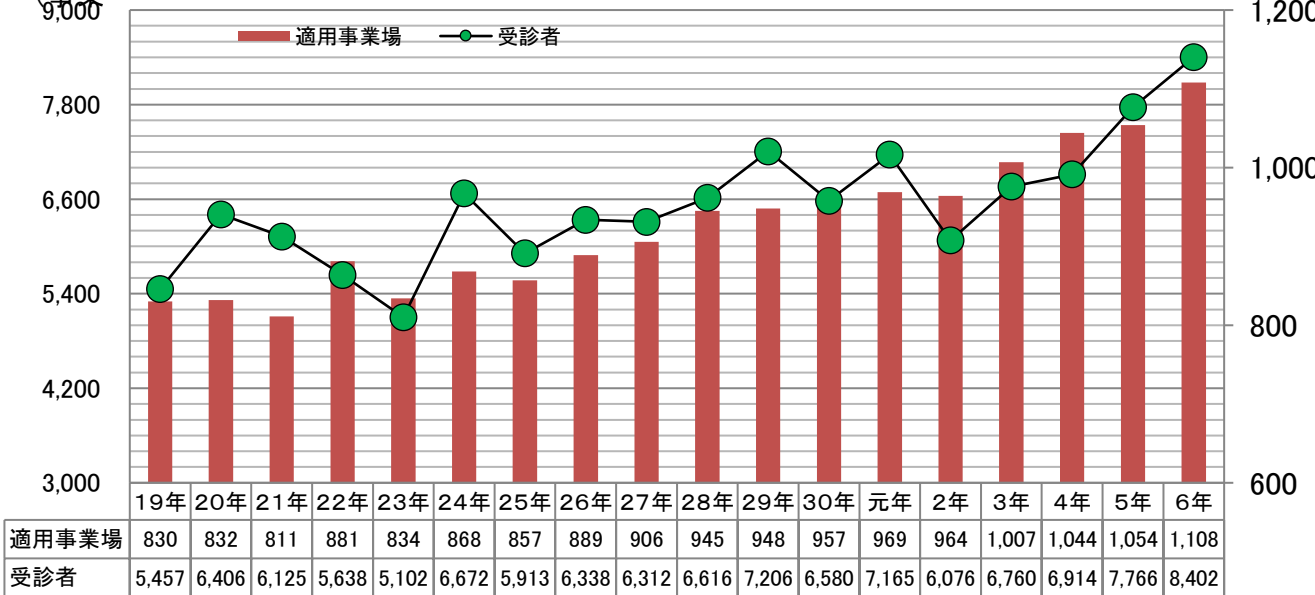
注：各種健康診断結果報告書の集計結果による。

特殊健康診断等対象事業場・受診労働者状況の推移

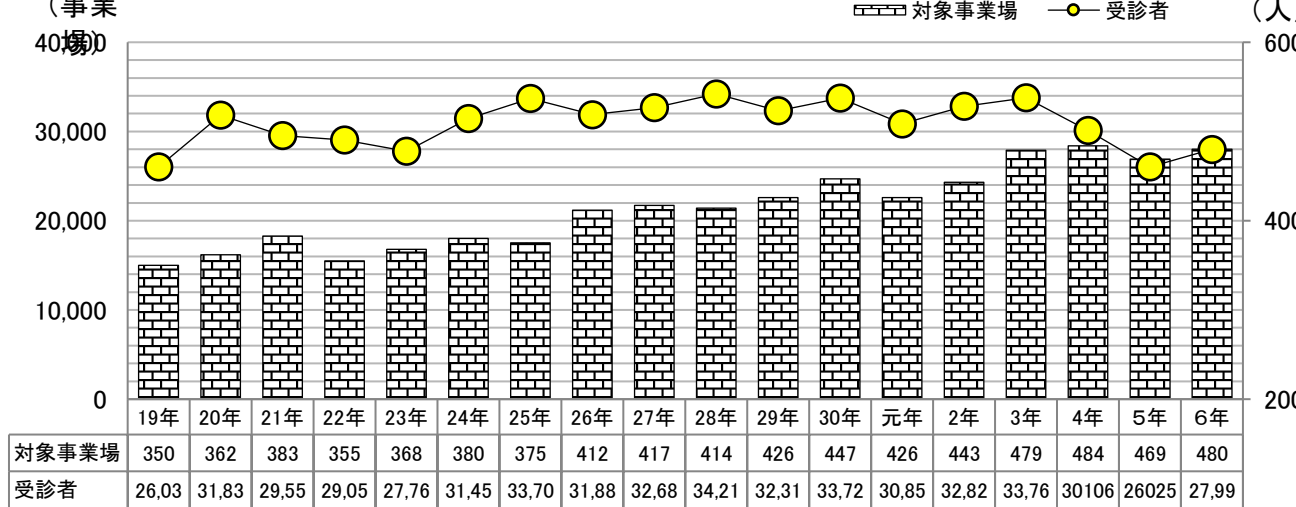
D 電離放射線対象事業場・受診労働者数の推移



E じん肺健康診断対象事業場・じん肺定期健診受診労働者数の推移



F 法定外対象事業場・受診労働者数の推移

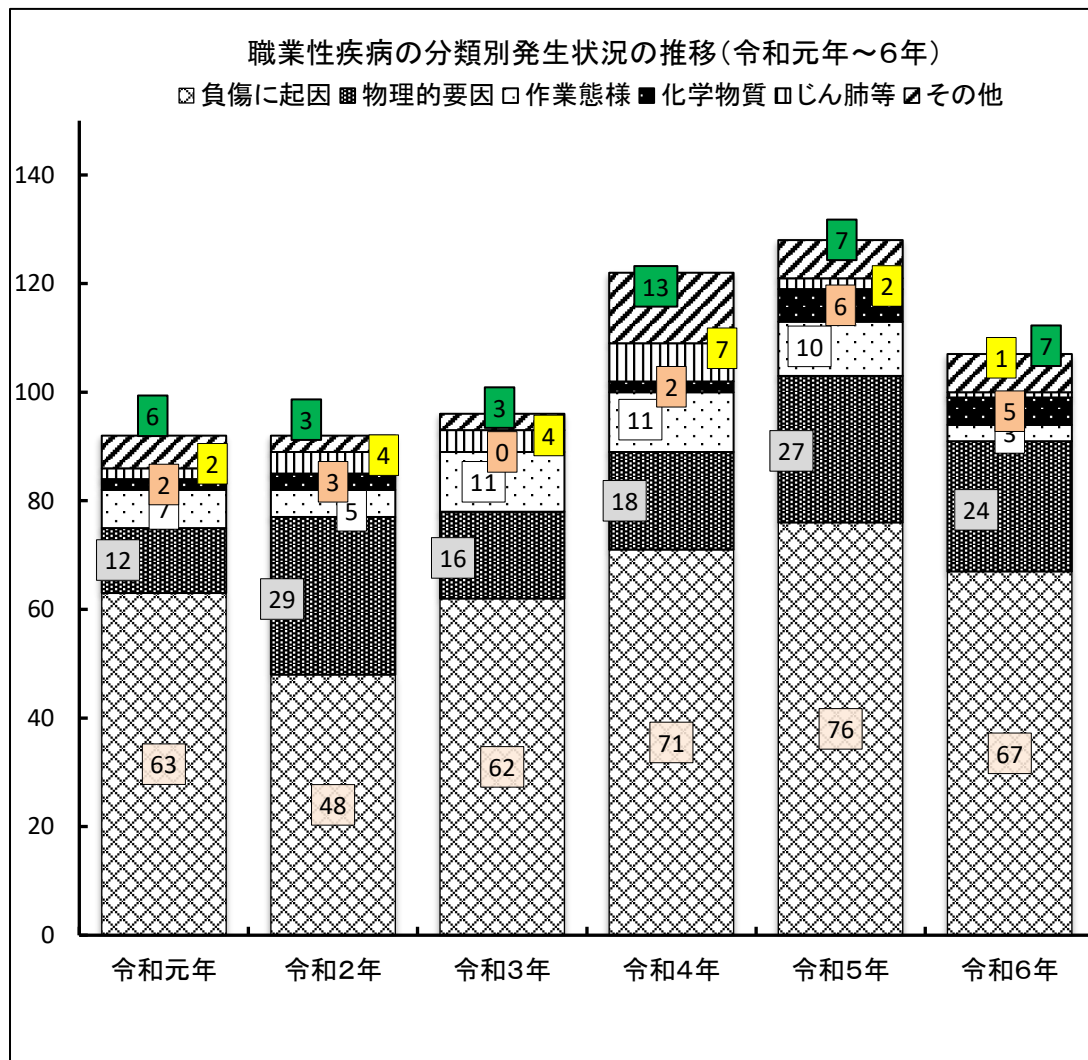


注：法定外は指導通達に基づく健康診断の合計数である。

# 職業性疾病の分類別発生状況の推移（令和元年～6年）

（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

栃木労働局



注 1 労働者死傷病報告による休業4日以上 の 疾病である。

2 疾病分類は労働基準法施行規則第35条による。

3 じん肺等は休業分のみ計上。

| 区 分               | 2年 | 3年 | 4年  | 5年  | 6年  | 構成比<br>(%) |
|-------------------|----|----|-----|-----|-----|------------|
| 負傷に起因する疾病         | 48 | 62 | 71  | 76  | 67  | 62.6       |
| 物理的因子による疾病        | 29 | 16 | 18  | 27  | 24  | 22.4       |
| 作業態様に起因する疾病       | 5  | 11 | 11  | 10  | 3   | 2.8        |
| 化学物質等による疾病(がんを除く) | 3  | 0  | 2   | 6   | 5   | 4.7        |
| じん肺及びじん肺合併症       | 4  | 4  | 7   | 2   | 1   | 0.9        |
| 上記以外のその他の疾病       | 3  | 3  | 13  | 7   | 7   | 6.5        |
| 合 計               | 92 | 96 | 122 | 128 | 107 | 100.0      |

職業性疾病の分類別・業種別発生状況（令和6年）  
（新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く）

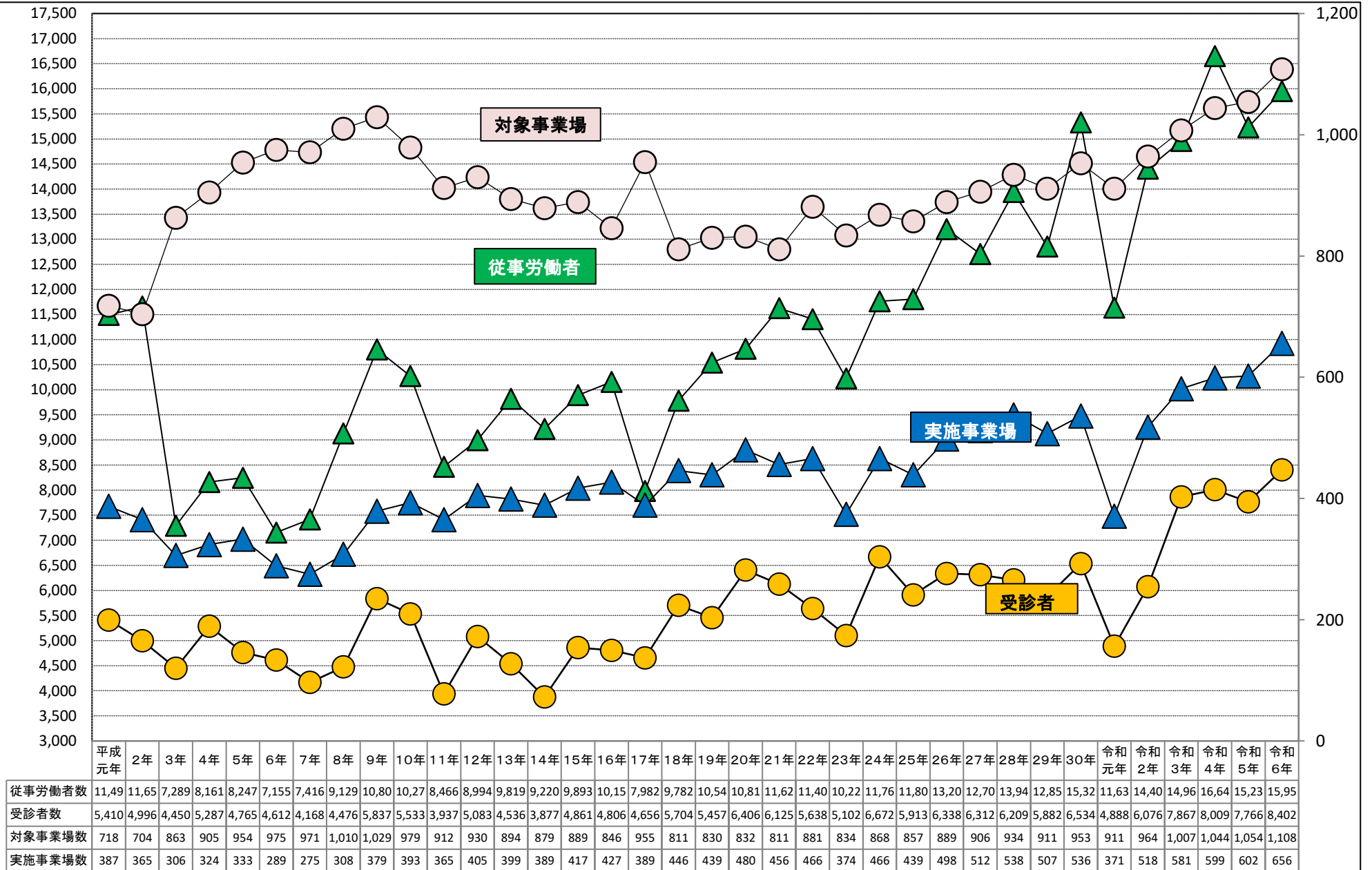
栃木労働局

| 疾病分類<br><br>業種別        |                | 1<br>負傷に起因する疾病 | うち<br>腰痛 | 物理的要因による疾病     |                 |                  |                |     | 作業態様起因による疾病        |                    |                      |     | 13<br>酸素欠乏症 | 14<br>く 化学物質による疾病（がんを除く） | 15<br>じん肺及びじん肺合併症 | 左記以外のその他の疾病 | 合<br>計 | 構<br>成<br>比<br>% | 令和5年合計 |
|------------------------|----------------|----------------|----------|----------------|-----------------|------------------|----------------|-----|--------------------|--------------------|----------------------|-----|-------------|--------------------------|-------------------|-------------|--------|------------------|--------|
|                        |                |                |          | 2<br>有害光線による疾病 | 3<br>電離放射線による疾病 | 5<br>異常温度条件による疾病 | 6<br>騒音による耳の疾病 | その他 | 8<br>重激業務による運動器疾患等 | 9<br>負傷によらない業務上の腰痛 | 11<br>手指等の障害及び頸肩腕症候群 | その他 |             |                          |                   |             |        |                  |        |
| 製<br>造<br>業            | 食料品製造業         | 2              | (2)      |                |                 | 1                |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 3           | 2.8    | 7                |        |
|                        | 繊維工業・衣服繊維製品    | 1              |          |                |                 |                  |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 1           | 0.9    |                  |        |
|                        | 木材木製品・家具装備品    |                |          |                |                 |                  |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   |             |        | 5                |        |
|                        | パルプ紙・印刷製本業     | 2              | (2)      |                |                 | 1                |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 3           | 2.8    | 1                |        |
|                        | 化 学 工 業        | 3              | (1)      |                |                 |                  |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 3           | 2.8    | 5                |        |
|                        | 窯業土石製品         | 2              | (1)      |                |                 | 1                |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 3           | 2.8    | 1                |        |
|                        | 鉄鋼・非鉄金属製品      |                |          |                |                 | 1                |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 1           | 0.9    | 3                |        |
|                        | 金属製品           |                |          |                |                 | 1                |                |     |                    |                    |                      |     | 1           |                          |                   | 2           | 1.9    | 3                |        |
|                        | 一般・電気・輸送用・機械器具 | 4              | (3)      |                |                 |                  |                | 1   |                    | 2                  |                      |     |             | 1                        |                   | 1           | 9      | 8.4              | 6      |
|                        | 電気・ガス・水道業・その他  | 2              | (2)      |                |                 | 1                |                |     |                    |                    |                      |     | 1           |                          |                   | 4           | 3.7    | 3                |        |
|                        | 製 造 業 小 計      | 16             | (11)     |                |                 | 6                |                | 1   |                    | 2                  |                      |     |             | 3                        |                   | 1           | 29     | 27.1             | 34     |
| 鉱 業                    |                |                |          |                |                 |                  |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   |             |        | 1                |        |
| 建 設 業                  |                | 6              | (1)      |                |                 | 2                |                |     |                    |                    |                      |     |             | 1                        |                   | 9           | 8.4    | 7                |        |
| 交通運輸業・貨物取扱業            |                | 6              | (6)      |                |                 | 1                |                |     | 1                  |                    |                      |     |             |                          |                   | 8           | 7.5    | 14               |        |
| 農林・畜産業                 |                | 1              | (1)      |                |                 | 3                |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 4           | 3.7    | 2                |        |
| 商業・金融・広告業<br>通信業・教育研究業 |                | 12             | (11)     |                |                 | 4                |                |     |                    |                    |                      |     | 2           |                          | 2                 | 20          | 18.7   | 24               |        |
| 保健衛生業                  |                | 20             | (20)     |                |                 | 1                |                | 1   |                    |                    |                      |     |             |                          | 3                 | 25          | 23.4   | 28               |        |
| 接客娯楽業                  |                | 3              | (2)      |                |                 | 1                |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          | 1                 | 5           | 4.7    | 6                |        |
| 清 掃 業                  |                | 1              | (1)      |                |                 |                  |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 1           | 0.9    | 2                |        |
| 官公署・その他の事業             |                | 2              | (2)      |                |                 | 4                |                |     |                    |                    |                      |     |             |                          |                   | 6           | 5.6    | 10               |        |
| 合 計                    |                | 67             | 55       |                |                 | 22               |                | 2   |                    | 3                  |                      |     |             | 5                        | 1                 | 7           | 107    | 100.0            |        |
| 構 成 比 %                |                | 62.6           | (51.4)   |                |                 | 20.6             |                | 1.9 |                    | 2.8                |                      |     |             | 4.7                      | 0.9               | 6.5         | 100.0  |                  |        |
| 令和5年合計                 |                | 76             | (59)     | 1              |                 | 23               |                | 3   |                    | 6                  | 1                    | 3   |             | 6                        | 2                 | 7           |        |                  | 128    |

- (注) 1 労働者死傷病報告による休業4日以上職業性疾病を集計した。  
2 疾病分類は、労働基準法施行規則第35条による。  
3 じん肺は、現在も労働者である者のみを計上した。  
4 「左記以外のその他の疾病」については、業務に起因することが明らかな脳心疾患による疾病、精神障害等を含む。

# じん肺健康診断実施状況等の推移

栃木労働局



監督署別じん肺管理区分の決定状況

令和6年

|               | 宇都宮   | 計      |
|---------------|-------|--------|
| 対象事業場数        | 404   | 1,108  |
| 報告書提出事業場数     | 202   | 855    |
| 健診実施事業場数      | 207   | 656    |
| 従事労働者数        | 3,402 | 15,955 |
| 定健受診労働者数      | 1,469 | 8,402  |
| 管理区分Ⅰ         |       |        |
|               |       |        |
| 管理区分Ⅱ         |       |        |
|               | 1     | 5      |
| 管理区分Ⅲ         |       |        |
|               |       | 2      |
| 管理区分Ⅳ         |       |        |
|               |       |        |
| 計             |       |        |
|               | 1     | 7      |
| 管理区分Ⅱ<br>以上 計 |       |        |
|               | 1     | 7      |
| 有所見率 %        | 0.1   | 0.1    |

注 1 じん肺健康管理実施状況報告及び局におけるじん肺管理区分決定件数である。

2 上段は第15条(随時申請)、16条(特別申請)によるもので外数である。

3 有所見率は随時申請を除く受診労働者に対する管理2以上の者の比率である。

# 令和6年 規模別心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況

宇都宮労働基準監督署

| 事業場の規模<br>(人) | 実施事業場数<br>(人) | 在籍労働者数<br>(人) | 受検労働者数<br>(人) | 検査実施率<br>(%) | 面接指導実施率<br>(%) | 集団分析実施率<br>(%) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|----------------|----------------|
| ～49人          | 49            | 1,925         | 1,528         | 79.38        | 0.46           | 79.59          |
| 50～99人        | 371           | 25,844        | 20,349        | 78.74        | 0.66           | 82.75          |
| 100～299人      | 199           | 31,408        | 24,665        | 78.53        | 0.75           | 81.41          |
| 300～999人      | 57            | 24,085        | 17,498        | 72.65        | 0.42           | 87.72          |
| 1000人～        | 7             | 22,815        | 10,924        | 47.88        | 0.50           | 85.71          |
| 全体合計          | 683           | 106,077       | 74,964        | 70.67        | 0.61           | 82.58          |

# ～ 健康診断結果報告等の提出 忘れていませんか？ ～

健康診断は実施したものの、その後、所轄労働基準監督署長への結果報告書等の提出がされていない事業場が数多く散見されます。事業場によっては、毎年、監督署からの督促通知がきてから提出すればよいと誤解されているところもあります。

健康診断の結果報告については、労働安全衛生法第100条により義務付けられています。この機会に、次の報告にもれがないか点検または準備をお願いします。

- ① 定期健康診断結果報告書 [報告義務は、労働者数規模50名以上の事業場に限る。]
  - ② 有害な業務に係る歯科検診結果報告書
  - ③ 有機溶剤等健康診断結果報告書
  - 4 鉛健康診断結果報告書
  - 5 特定化学物質健康診断結果報告書
  - 6 石綿健康診断結果報告書
  - 7 電離放射線健康診断結果報告書
  - ⑧ じん肺健康管理実施状況報告
- [ 注) 粉じん作業を行っている事業場にあつては、じん肺健康診断の実施の有無にかかわらず、毎年12月末時点のじん肺に関する健康管理実施状況を翌年2月末までに報告する必要があります。]
- 9 指導勧奨による特殊健康診断結果報告  
[紫外線赤外線・騒音・VDT・振動等々の法定外健康診断]

※ 現在、上記報告書のうち○を付けた報告書は、電子申請が原則義務化となっています。

※ また、各報告様式は、厚生労働省ホームページよりダウンロードができます。

厚生労働省HP→政策について→分野別の情報→雇用・労働→労働基準→施策情報→安全衛生→安全衛生関係主要様式→各種健康診断結果報告書

注) 機械読み取り時に不具合が生じるため、印刷の際は、設定等に十分留意願います。

# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名：負傷＞切断  
傷病部位：頭部＞鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



|    | 健康診断の種類                       | 根 拠 条 文                     | 対 象 業 務 等                                         | 実施時期                            | 報告期日                      |
|----|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|
| 1  | 定期健康診断                        | 安衛法第 66 条<br>安衛則第 4 4 条     | 常時使用する労働者（常時 50 人以上の労働者を使用する事業者のみ報告が必要）           | 1 年に 1 回（深夜業等の特定業務は 6 月以内に 1 回） | 実施後<br>遅滞なく               |
| 2  | 歯科健康診断                        | 安衛法第 66 条<br>安衛則第 48 条      | 塩酸・硝酸等、歯又はその支持組織に有害なガス、蒸気等発散する場所の業務               | 6 月以内に 1 回                      | 実施後<br>遅滞なく               |
| 3  | 有機溶剤健康診断                      | 安衛法第 66 条<br>有機則第 2 9 条     | 有機溶剤を取り扱う業務                                       | 6 月以内に 1 回                      | 実施後<br>遅滞なく               |
| 4  | 鉛健康診断                         | 安衛法第 66 条<br>鉛則第 5 3 条      | 鉛 業 務                                             | 6 月以内に 1 回（業務によっては 1 年以内に 1 回）  | 実施後<br>遅滞なく               |
| 5  | 特化物健康診断                       | 安衛法第 66 条<br>特化則第 3 9 条     | 特定化学物質を取り扱う業務                                     | 6 月以内に 1 回                      | 実施後<br>遅滞なく               |
| 6  | 電離放射線健康診断                     | 安衛法第 66 条<br>電離則第 5 6 条     | 放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者                             | 6 月（一部項目については 3 月）以内に 1 回       | 実施後<br>遅滞なく               |
| 7  | 四アルキル鉛健康診断                    | 安衛法第 66 条<br>四アルキル鉛則第 2 2 条 | 四アルキル鉛業務                                          | 3 月以内に 1 回                      | 実施後<br>遅滞なく               |
| 8  | 高気圧作業健康診断                     | 安衛法第 66 条<br>高圧則第 3 8 条     | 高 圧 室 内 業 務<br>潜 水 業 務                            | 6 月以内に 1 回                      | 実施後<br>遅滞なく               |
| 9  | 石綿健康診断                        | 安衛法第 66 条<br>石綿則第 4 0 条     | 石綿を製造、若しくは取り扱う業務                                  | 6 月以内に 1 回                      | 実施後<br>遅滞なく               |
| 10 | 特殊健康診断                        | 行 政 指 導                     | 紫外線・赤外線業務、騒音業務、VDT 作業等の 30 種の業務                   | 6 月以内に 1 回等指針による                | 実施後<br>遅滞なく               |
| 11 | じん肺健康診断                       | じん肺法第 7 条～第 9 条の 2          | 粉じん作業（過去粉じん作業に常時従事させ、現在粉じん作業以外の業務を行う管理 2・3 の者を含む） | 管理区分により 1 ～ 3 年以内に 1 回          | 1 年分を取りまとめ<br>翌年 2 月末までに※ |
| 12 | 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック） | 安衛法第 66 条の 10               | 常時使用する労働者（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場に限り）               | 1 年に 1 回                        | 1 年以内<br>ごと定期に            |

## 1. 一般健康診断における「常時使用する労働者」とは？

パート労働者等の短時間労働者が「常時使用する労働者」に該当するか否かについては、平成 5 年 12 月 1 日付け基発第 663 号通達で示されています。その中で、一般健康診断を実施すべき「常時使用する短時間労働者」とは、次の①と②のいずれの要件をも満たす場合としています。

① 期間の定めのない契約により使用される者であること。なお、期間の定めのある契約により使用される者であっても、更新により 1 年以上使用されることが予定されている者、及び更新により 1 年以上使用されている者（なお、特定業務従事者健診（安衛則第 45 条の健康診断）の対象となる場合は、6 ヶ月以上使用されることが予定され、又は更新により 6 ヶ月以上使用されている者）は対象となります。

② その者の 1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の 4 分の 3 以上であること。

上記の①と②のどちらも満たす場合、常時使用する労働者となりますが、上記の②に該当しない場合であっても、上記の①に該当し、1 週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働時間数の概ね 2 分の 1 以上である者に対しても一般健康診断を実施するのが望ましいとされています。

## 2. 定期健康診断結果報告書の記入上の注意点

定期健康診断結果報告書の裏面の他、次の事項についても注意して下さい。

① 労働保険番号を健康診断結果報告書の「労働保険番号」欄に正確に記入して下さい。なお、本店等において一括して労働保険を成立されている事業場は、「被一括事業場番号」欄にその整理番号を記入して下さい。

② 「所見のあった者の人数」欄「健康診断項目」の「聴力検査」から「心電図検査」までのいずれかに有所見であった者の人数を記入して下さい。（各項目健診項目の有所見者数を単純に合計した数ではありません）。したがって、1 人の者が複数の健診項目に所見があっても、その者の人

数は 1 人と数えて下さい。なお、具体的な有所見者数の判断が不明な場合は健康診断を受診した医療機関に確認して下さい。

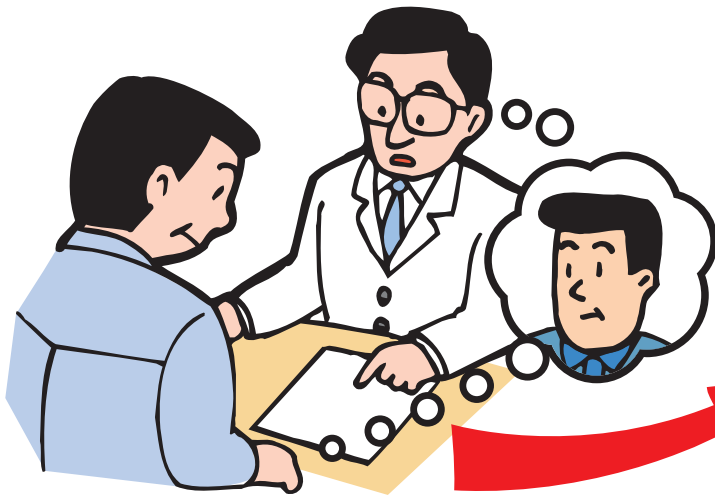
③ 「医師の指示人数」欄要治療、要精密検査、生活指導等医師の指示があった者の人数を記入して下さい。なお、該当者について不明な場合は、上記②と同様に各医療機関に確認して下さい。

- 
- A cartoon illustration of a doctor in a white lab coat and blue face mask, wearing glasses and holding a stethoscope. The doctor is using a flashlight to examine the mouth of a male patient sitting in a green chair. The patient has a surprised expression with wide eyes and an open mouth.

## 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（新設）

都道府県労働局・労働基準監督署

# 労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



|                     |                  |
|---------------------|------------------|
| 健診年月日               | ○年 ○月○○日         |
| 医師の診断               | 要観察              |
| 健康診断を実施した<br>医師の氏名® | ○○ ○○            |
| 医師の意見               | 就業制限<br>時間外労働の制限 |
| 意見を述べた医師の<br>氏名®    | ○○ ○○            |

## ● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
  - ② 作業の転換
  - ③ 労働時間の短縮
  - ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

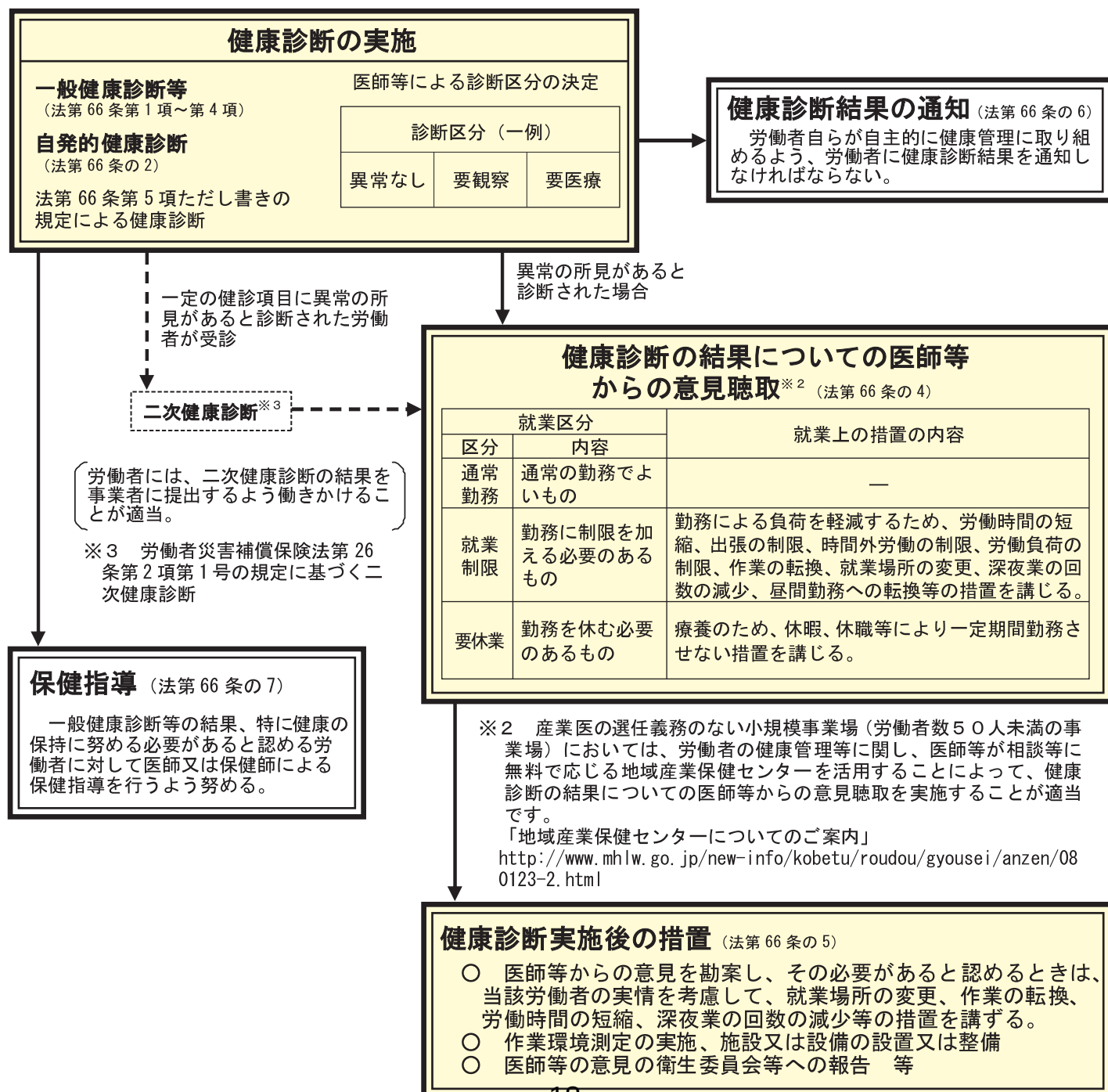
# 健康診断の種類

(法：労働安全衛生法)

|                                             |                         |
|---------------------------------------------|-------------------------|
| 一般健康診断（定期健康診断、特定業務従事者の健康診断※ <sup>1</sup> 等） | 法第 66 条第 1 項            |
| 特殊健康診断（有機溶剤健康診断等）                           | 法第 66 条第 2 項            |
| 歯科医師による健康診断                                 | 法第 66 条第 3 項            |
| 自発的健康診断                                     | 法第 66 条の 2              |
| その他の健康診断                                    | 法第 66 条第 4 項、第 5 項ただし書き |

※ 1 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

# 健康診断の実施とその後の手順等



# 参 照 条 文

## ○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

### （健康診断）

- 第66条** 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。
- 3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。
- 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師が行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

### （自発的健康診断の結果の提出）

- 第66条の2** 午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間における業務（以下「深夜業」という。）に従事する労働者であつて、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令に定めるところにより、自ら受けた健康診断（前条第五項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

### （健康診断の結果についての医師等からの意見聴取）

- 第66条の4** 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

### （健康診断実施後の措置）

- 第66条の5** 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

### （健康診断の結果の通知）

- 第66条の6** 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

### （保健指導等）

- 第66条の7** 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。
- 2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

## ○労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務  
ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務  
ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務  
ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務  
ホ 異常気圧下における業務  
ヘ さく岩機、鋳打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務  
ト 重量物の取扱い等重激な業務  
チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務  
リ 坑内における業務  
ヌ 深夜業を含む業務  
ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務  
ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩酸、塩素、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他こ

れらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを飛散する場所における業務  
ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務  
カ その他厚生労働大臣が定める業務

## ○健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成八年 健康診断結果措置指針公示第一号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の5第2項の規定に基づき、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針を次のとおり公表する。

### 1 趣旨

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化してきている。その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が5割近くに及ぶ状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加している。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっていることから、平成19年の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）改正において、脳・心臓疾患のリスクをより適切に評価する健康診断項目を追加するなどの措置を講じたところである。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の2の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健康診断」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という。）又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨を踏まえ、健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報（以下「健康情報」という。）については、特にその適正な取扱いの確保を図る必要がある。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を定めたものである。

### 2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

#### （1）健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

#### （2）二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

#### （3）健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

#### イ 意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図ること等が適当である。

□ 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。また、過去に実施された労働安全衛生法第 66 条の 8 及び第 66 条の 9 の規定に基づく医師による面接指導等の結果に関する情報を提供することも考えられる。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

ハ 意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

(イ) 就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求めものとする。

| 就業区分 |                  | 就業上の措置の内容                                                                               |
|------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分   | 内容               |                                                                                         |
| 通常勤務 | 通常勤務でよいもの        | —                                                                                       |
| 就業制限 | 勤務に制限を加える必要のあるもの | 勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。 |
| 要休業  | 勤務を休む必要のあるもの     | 療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。                                                        |

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

二 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(4) 就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

事業者は、(3) の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

ロ 衛生委員会等への医師等の意見の報告等

衛生委員会等において労働者の健康障害の防止対策及び健康の保持増進対策について調査審議を行い、又は労働時間等設定改善委員会において労働者の健康に配慮した労働時間等の設定の改善について調査審議を行うに当たっては、労働者の健康の状況を把握した上で調査審議を行うことが、より適切な措置の決定等に有効であると考えられることから、事業者は、衛生委員会等の設置義務のある事業場又は労働時間等設定改善委員会を設置している事業場においては、必要に応じ、健康診断の結果に係る医師等の意見をこれらの委員会に報告することが適当である。

なお、この報告に当たっては、労働者のプライバシーに配慮し、労働者個人が特定されないよう医師等の意見を適宜集約し、又は加工する等の措置を講ずる必要がある。

また、事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会等の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会等を開催して調査審議することが適当である。

ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項

事業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

また、労働者の健康状態を把握し、適切に評価するためには、健康診断の結果を総合的に考慮することが基本であり、例えば、平成 19 年の労働安全衛生規則の改正により新たに追加された腹囲等の項目もこの総合的考慮の対象とすることが適当と考えられる。しかし、この項目の追加によって、事業者に対して、従来と異なる責任が求められるものではない。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等をすることは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(5) その他の留意事項

イ 健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第 66 条の 6 の規定に基づき、健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

ロ 保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査又は精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うほか、その円滑な実施に向けて、健康保険組合その他の健康増進事業実施者（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条に規定する健康増進事業実施者をいう。）等との連携を図ることは、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第 26 条第 2 項第 2 号の規定に基づく特定保健指導及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 24 条の規定に基づく特定保健指導を受けた労働者については、労働安全衛生法第 66 条の 7 第 1 項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師にこれらの特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握し得る立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

ハ 再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一律には事業者にその実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）及び石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者によるその実施が義務付けられているので留意する必要がある。

二 健康情報の保護

事業者は、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 259 号）に基づき、健康情報の保護に留意し、その適正な取扱いを確保する必要がある。就業上の措置の実施に当たって、関係者に健康情報を提供する場合においては、その健康情報の範囲は、就業上の措置を実施する上で必要最小限とし、特に産業保健業務従事者（産業医、保健師等、衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。）以外の者に健康情報を取り扱わせる時は、これらの者が取り扱う健康情報が利用目的の達成に必要な範囲に限定されるよう、必要に応じて健康情報の内容を適切に加工した上で提供する等の措置を講ずる必要がある。

ホ 健康診断結果の記録の保存

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 3 及び第 103 条の規定に基づき、健康診断結果の記録を保存しなければならない。記録の保存には、書面による保存及び電磁的記録による保存があり、電磁的記録による保存を行う場合は、厚生労働省の所管法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）に基づき適切な保存を行う必要がある。また、健康診断結果には医療に関する情報が含まれることから、事業者は安全管理措置等について「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照することが望ましい。

また、二次健康診断の結果については、事業者によるその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。

## 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

上段 全 国  
下段( )内 栃 木

| 区分 \ 年度 |        | H30度       | R1度        | R2度        | R3度        | R4度        | R5度         | R6度          |
|---------|--------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|--------------|
| 脳・心臓疾患  | 請求件数   | 877<br>(9) | 936<br>(6) | 784<br>(7) | 753<br>(6) | 803<br>(9) | 1023<br>(7) | 1030<br>(11) |
|         | 支給決定件数 | 238<br>(1) | 216<br>(4) | 194<br>(3) | 172<br>(6) | 194<br>(2) | 216<br>(5)  | 241<br>(3)   |
| うち死亡    | 請求件数   | 254<br>(2) | 253<br>(1) | 205<br>(2) | 173<br>(4) | 218<br>(2) | 247<br>(3)  | 255<br>(4)   |
|         | 支給決定件数 | 82<br>(0)  | 86<br>(1)  | 67<br>(0)  | 57<br>(3)  | 54<br>(1)  | 58<br>(0)   | 67<br>(2)    |

(注) 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明かな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」等事案)について集計したものである。  
決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

## 精神障害等の労災補償状況

上段 全 国  
下段( )内 栃 木

| 区分 \ 年度          |        | H30度         | R1度         | R2度          | R3度          | R4度          | R5度          | R6度          |
|------------------|--------|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 精神障害             | 請求件数   | 1820<br>(16) | 2060<br>(8) | 2051<br>(11) | 2346<br>(11) | 2683<br>(20) | 3575<br>(25) | 3780<br>(42) |
|                  | 支給決定件数 | 465<br>(3)   | 509<br>(1)  | 608<br>(1)   | 629<br>(4)   | 710<br>(1)   | 883<br>(10)  | 1055<br>(5)  |
| うち、自殺<br>〔未遂も含む〕 | 請求件数   | 200<br>(1)   | 202<br>(1)  | 155<br>(8)   | 171<br>(1)   | 183<br>(1)   | 212<br>(4)   | 202<br>(4)   |
|                  | 支給決定件数 | 76<br>(2)    | 88<br>(0)   | 81<br>(1)    | 79<br>(0)    | 67<br>(0)    | 79<br>(1)    | 88<br>(2)    |

(注) 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

からだ  
・腰

# ないっす 痛めNiceとちぎ 腰痛予防体操



**運動中に痛みやしびれなどを感じた場合は無理をせず中止し、必要に応じて医療機関を受診してください。**

また、すでに治療を受けている方は、主治医と相談のうえで運動を行ってください。

痛め  
Nice  
01

## 姿勢を整える

肩甲骨を動かしつつ、猫背になりがちな姿勢を整える体操です。顎を軽く引き、耳が肩の真上にくる位置を目安に手の平を上にし、胸を軽く張りながら腕を開きます。お腹が出ないよう、おへそから5cm下の丹田を意識するようにしましょう。

回数 10回(開く→閉じるで1回)

肘が体から  
離れない  
ように手の平を  
しっかり  
上に痛め  
Nice  
02

## 肩甲骨回し

首から肩の周りの筋肉をほぐす運動です。肩甲骨周囲がほぐれれば姿勢が改善します。肩に手を添えてゆっくりと回します。この時肩甲骨の動きをしっかりと感じるように動かしてください。方向は回しやすい方でOKです。きつい方は鎖骨付近に指先を添えましょう。

回数 肩に手を添えてゆっくり・大きく10回

ゆっくり  
大きく回し  
ましょう回しやすい  
方向で  
OK!痛め  
Nice  
03

## 大殿筋ストレッチ

大殿筋というお尻にある大きな筋肉のストレッチです。片方の足の上にもう片方の足を乗せ、上になった足の膝をおさえます。そこからゆっくりと上半身を倒してストレッチ。この時、組んだ足が地面と並行になるように意識して行ってください。

回数 左右20秒～30秒ずつ

ストレッチ  
されている筋肉  
を意識!足が地面と  
並行に  
なるように痛め  
Nice  
04

## 股関節外旋筋群ストレッチ

硬くなることが多い股関節の奥をほぐすストレッチです。下にした足の先とは逆の方向を向き、左右バランスよくストレッチを行います。足をしっかりとおさえて行うことがポイントです。

回数 左右20秒～30秒ずつ

足を  
しっかり  
抑える痛め  
Nice  
05

## 僧帽筋・背筋ストレッチ

肩こり、腰痛に関わる僧帽筋・背筋のストレッチです。クロスして組んだ手を下に押しながら背中を倒していきます。床に手がつけばベストですが、無理のない範囲でしっかり伸ばしてください。

回数 20秒～30秒ストレッチ

手が  
地面につけば  
ベスト!無理の  
ない範囲で  
OK

痛め  
Nice  
06

## ハムストリングスのストレッチ

太もも裏の筋肉のストレッチです。  
椅子に浅く座って、片膝を伸ばします。伸ばした足の踵は床につけ、つま先を天井に向けて。  
背中を丸めず、太ももの裏がしっかり伸びていることを確認しながら行いましょう。

回数 左右20秒～30秒ずつ

つま先は  
天井に  
向ける

背中  
は丸めず  
に伸ばす！



痛め  
Nice  
07

## 腸腰筋ストレッチ

腸腰筋は姿勢や歩行に関わる筋肉です。ここが硬くなると腰痛や骨盤の傾きに影響します。  
体をまっすぐにしてから足を縦方向に開き少し腰を落とします。  
体を真っ直ぐにし、付け根が伸びていることを意識して行ってください。

回数 左右20秒～30秒ずつ

体は  
まっすぐ

付け根が  
伸びている  
ことを意識！



痛め  
Nice  
08

## 広背筋ストレッチ

大きな背中の筋肉を伸ばします。  
伸ばす方の手をもう片方の手で掴み、掴んだ手の方に上半身ごと倒します。  
体がしっかり伸びていることを感じながら行いましょう。

回数 左右20秒～30秒ずつ

体ごと  
ぐーっと  
伸ばす

体がしっかり  
伸びているか  
チェック！



痛め  
Nice  
09

## スロースクワット

下半身の筋力強化です。足を肩幅より広めに開いて立ち、椅子に座るようにゆっくりと後方へ  
腰を下ろしていきます。太ももが床に平行になるくらいまで腰を下ろしたら、ゆっくりと立ち上がります。  
戻る時に膝を伸ばし切らないのがポイントです。

回数 10回(4秒で腰を下ろし、4秒で立ち上がる)

膝がつま  
先より前  
に出ないか

ひざと  
つま先を同  
じ方向に！



痛め  
Nice  
10

## これだけ体操

最後は腕を後ろに回し、腰回りの血流アップの体操です。両手でしっかり骨盤を押します。  
両肘は背中に寄せ、顎を軽く引き、目線は斜め30度に。息をはきながら胸を反らします。  
膝が伸びていてつま先体重になっているかをチェック。しっかり骨盤を押す意識で行いましょう。

回数 5回

しっかり  
骨盤を  
押す！

目線は  
斜め上  
30度



体操の監修

南雲 光則 先生

・栃木県理学療法士会 会長  
・自治医科大学附属病院  
リハビリテーションセンター 室長  
・独立行政法人 労働者健康安全機構  
栃木産業保健総合支援センター  
産業保健相談員

ないっす  
痛めNiceとちぎ

腰痛予防体操は  
動画でもご覧いただけます。

右の二次元バーコードよりご視聴ください。

視聴しながら一緒に  
体操を行えます。  
ぜひご覧ください▼



## 転倒防止・腰痛予防等のための訪問支援

転倒や無理な動作が引き起こす腰痛による労働災害の要因として、労働者の高齢化等による身体機能の低下などが挙げられます。  
健康で安心して働ける職場環境の形成を支援するために、理学療法士の資格を有する「産業保健相談員」が直接事業場に伺い、  
運動アドバイス等を通じた労働者の健康保持増進に取り組めます。費用は、交通費を含めて全て無料です。

お問い合わせ・お申し込み: 独立行政法人労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター  
TEL: 028-643-0685 E-mail: <info@tochigis.johas.go.jp>



厚生労働省

栃木労働局

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

## 1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

### (1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

### (2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

### (3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

### (4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

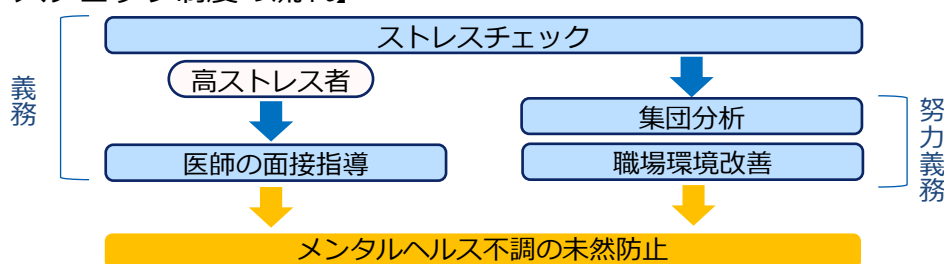
## 2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

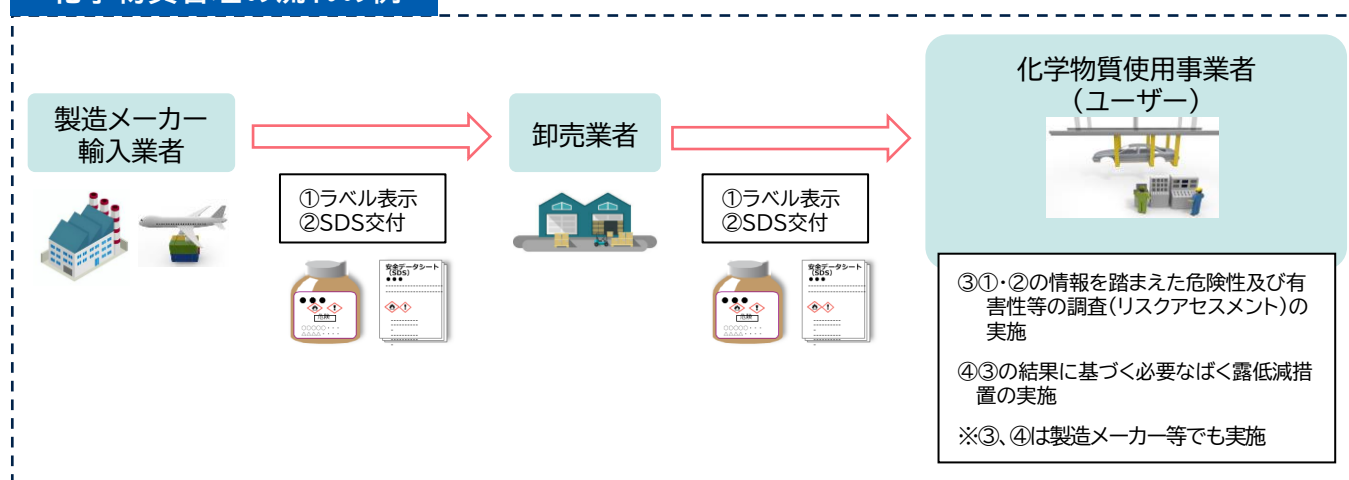


## 3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

### (1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などと言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

### (3)個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

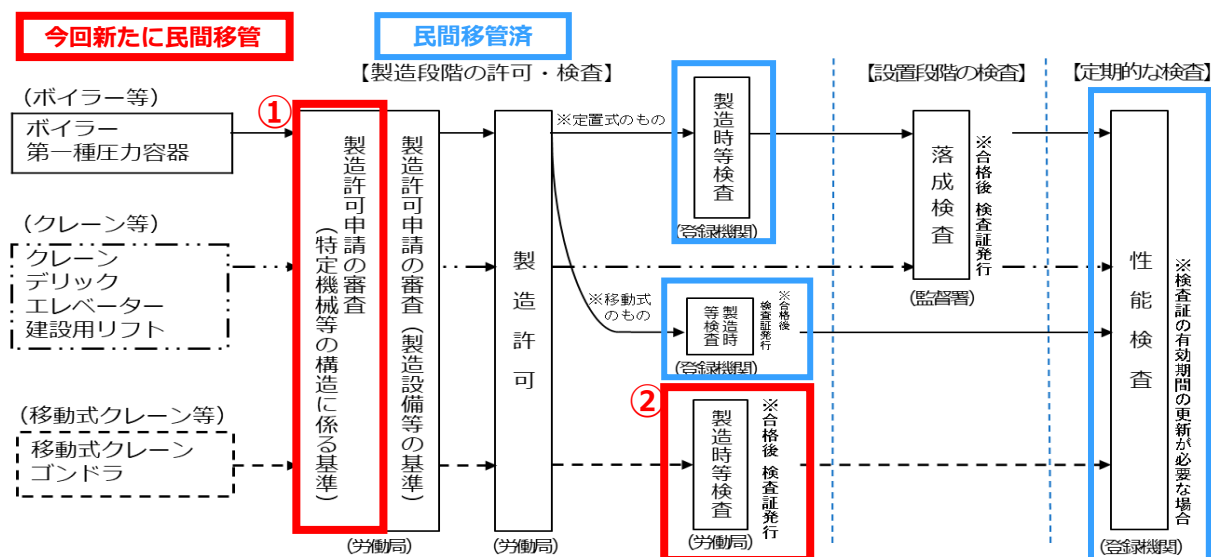
## 4 機械等による労働災害防止の促進等

### (1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

## 5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

## 6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html)



安全衛生政策全般の紹介

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html)

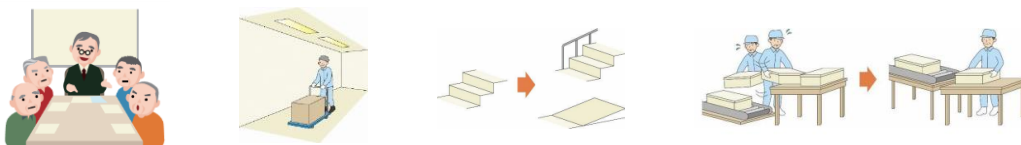


# エイジフレンドリーガイドライン

## (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



### 働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう



## 1 安全衛生管理体制の確立

### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

### ● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

## 2 職場環境の改善

### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

### ● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

## 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

### ● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

### ● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

## 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

### ● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・ 基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・ 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

## 5 安全衛生教育

### ● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

## エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者（60歳以上）の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。

# 「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- **高齢労働者の労働災害防止**のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- **高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査**の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

**補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日**

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります

| 安全衛生対策コース名                                                                                                   |                  | 補 助 対 象                                                                                                                                                                                                     | 対象事業者                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>I 総合対策コース</b><br>・ 補助率 4 / 5<br>・ 上限額 100万円（消費税を除く）<br>➡ 詳細は 3 ページ                                        |                  | ・ 労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費<br>・ <u>リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策</u> に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）                                                                                                           | ・ 中小企業事業者（詳しくは5ページ）<br>・ 1年以上事業を実施していること<br>・ 役員を除き、自社の労災保険適用の <b>高齢労働者（60歳以上）</b> が常時1名以上就労していること<br>・ 高齢労働者が対策を行う作業に就いていること |
| <b>II 職場環境改善コース</b><br>・ 補助率 1 / 2<br>・ 上限額 100万円（消費税を除く）<br>➡ 詳細は 3 ページ<br><b>熱中症予防対策プラン</b><br>➡ 詳細は 4 ページ |                  | ・ 高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入・工事の施工等）<br>・ 熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）                                                                                                    |                                                                                                                               |
| <b>III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース</b><br>・ 補助率 3 / 4<br>・ 上限額 100万円（消費税を除く）<br>➡ 詳細は 4 ページ                         | 転倒防止<br><br>腰痛予防 | ・ <u>労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）<br>・ <u>労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費</u> （役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） |                                                                                                                               |
| <b>IV コラボヘルスコース</b><br>・ 補助率 3 / 4<br>・ 上限額 30万円（消費税を除く）<br>➡ 詳細は 4～5 ページ                                    |                  | ・ <u>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</u> （役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）                                                                                                            | ・ 中小企業事業者（詳しくは5ページ）<br>・ 1年以上事業を実施していること<br>・ 役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること                                      |

## 【注意事項】

- ・ 補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。
- ・ 複数コース併せての申請はできません。
- ・ コースごとに予算額を定めています。
- ・ その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

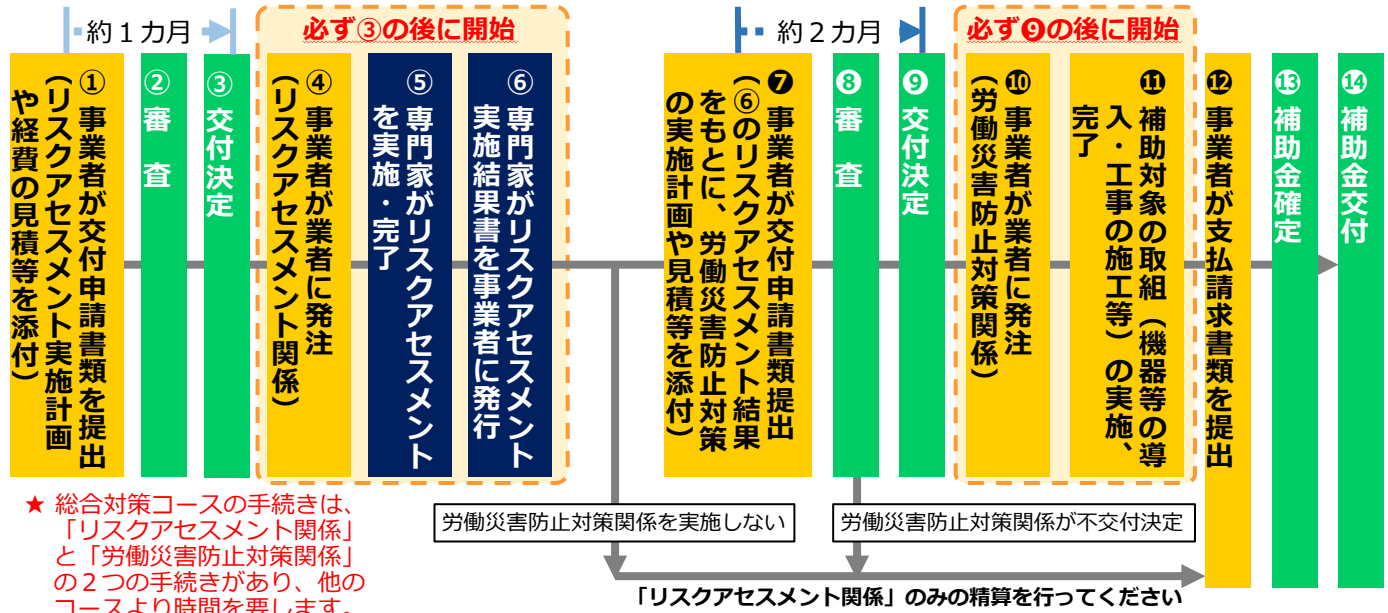
# 総合対策コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

リスクアセスメント関係

労働災害防止対策関係

精算関係

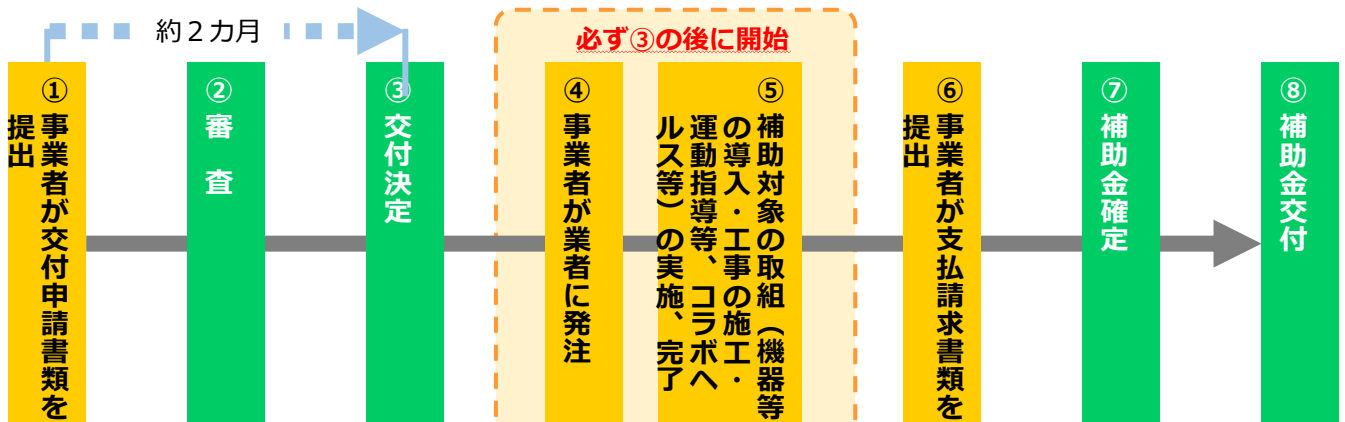


★ 総合対策コースの手続きは、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の2つの手続きがあり、他のコースより時間を要します。

- ※ 原則として「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です(それぞれ審査、交付決定の手続きがあります)。
- ※ 補助金の支給請求(経費の精算)は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求(精算)を行ってください。

## 職場環境改善コース、転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

### ※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始(専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注)していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始(発注)していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前(着手時点など)に業者等に代金等を支払った場合(いわゆる「前払い」)についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家による、高齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）に要する経費を補助します。

※専門家の要件は、厚生労働省ホームページに掲載しているQ&Aをご覧ください→



・高齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。  
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。



・高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



### 補助対象となる取組

(ア) 専門家による、高齢労働者の労働災害の防止のためのリスクアセスメントを受ける

(イ) **(ア) のリスクアセスメント結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を事業者が実施する**

- ・(ア) 及び (イ) の交付申請はそれぞれ必要です（詳細は2ページをご確認ください）。
- ・(ア) 及び (イ) の実施は、それぞれの交付決定後に行ってください。
- ・(ア) のみを実施した場合も補助対象となります。

## II 職場環境改善コース

【対象：60歳以上の労働者】

- **60歳以上の高齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入や工事の施工等）を補助します。

●**具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります**●

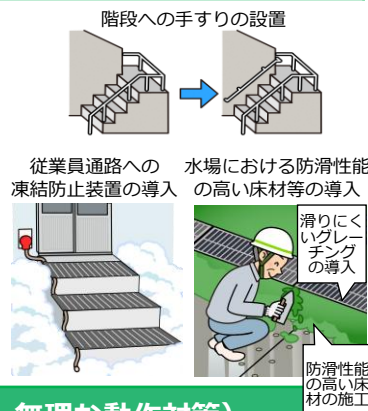
### (ア) 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策  
(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう 🔍 検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf> )

転倒防止対策  
リーフレット



### (イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における**移乗介助**の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における**入浴介助**の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施



### (ウ) 熱中症防止対策

- ★ 熱中症防止対策については4ページをご確認ください。

### (エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等）の導入については、対策に関わる高齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高齢労働者の人数分が上限となります。

# 職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

## 補助対象

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

・ 体温を下げるための機能のある服や装備

・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る）等

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

・ アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカー

（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入

（1事業者につき1点まで）



## Ⅲ 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

■ 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

### 補助対象となる取組



① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける



② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する



③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

### ※注意事項※

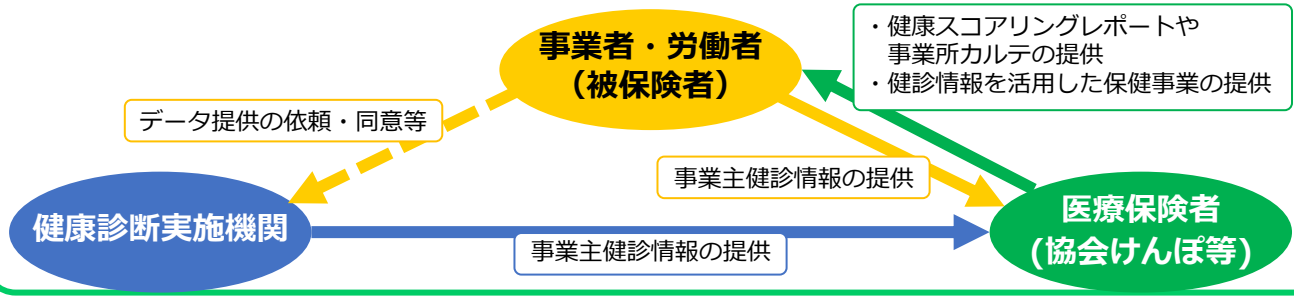
- ・ 転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・ 補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・ ①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・ ①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・ 物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・ 支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

## Ⅳ コラボヘルスコース

【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です  
コース内容は、次ページへ

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



- 申請に当たって必要な資料
- ①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し
- ※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの
  - ※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、**健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書**などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。
- ②：取組内容がわかる資料
- 研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

| 補助対象となる取組 | 取組の詳細                                                                                                              | 備考・注意点                                                                              |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康教育・研修等  | 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等<br>※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり<br>※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース | ・産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの<br>・専門家との対面による実施に限ります（ <b>オンライン開催不可</b> ）。 |
| システムの導入   | 健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入                                              | ・システム導入の初期費用のみ<br>・PCの購入は対象外                                                        |
| 栄養・保健指導   | 栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置                                                                                           | ・健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの経費は対象外<br>・専門家との対面による実施に限ります（ <b>オンライン開催不可</b> ）。            |

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

| 業 種    |                                                             | 常時使用する労働者数 ※ 1 | 資本金又は出資の総額 ※ 1 |
|--------|-------------------------------------------------------------|----------------|----------------|
| 小売業    | 小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業                                      | 50人以下          | 5,000万円以下      |
| サービス業  | 医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | 100人以下         | 5,000万円以下      |
| 卸売業    | 卸売業                                                         | 100人以下         | 1億円以下          |
| その他の業種 | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など                              | 300人以下         | 3億円以下          |

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。  
※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年 1月31日（当日消印有効）

- ➡ 「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください（申請書類の郵送やメール送付は行っておりません）
- ➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならない等の等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類  
送付先  
(郵送の場合)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター  
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

申請書類は郵送または宅配便で送付ください(メールでの申請はできません)  
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では  
送付しないでください

お問合せ先

申請担当

電 話 : 03 (6381) 7507  
FAX : 03 (6809) 4086

支払担当

電 話 : 03 (6809) 4085  
FAX : 03 (6809) 4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~16:00  
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)  
<8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

## 参考：エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン) ポイント



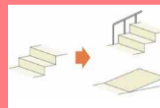
### 1.安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



### 2.職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



### 3.高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



### 4.高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



### 5.安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



新しい化学物質  
管理は難しい！

わっ！作業環境測定  
管理区分3が出た

# 化学物質管理について… お困りの事業者の皆様へ

無料で支援  
いたします！

栃木産業保健総合支援センターでは、事業場に専門家を派遣し、下記の※支援内容について、具体的アドバイスを行う、「**実地相談**」を**無料**で行っています。

「実地相談」には、当センターが委嘱している労働衛生工学担当相談員が対応しておりますので、**裏面の申込書**にて是非ご利用願います。

訪問により実地相談対応します

## ※ 支援内容

- 新たな化学物質規制への対応
- 化学物質のリスクアセスメント方法
- GHSラベルやSDSの読み方
- リスクを低減するための対策
- 局所排気装置の設置及び改善方法

ほか（裏面の申込書参照）



## 労働安全衛生法改正（R6.4.1）による 新たな化学物質管理とは？⇒ 化学物質の自律的管理へ

- ・ ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加
- ・ 労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務
- ・ 化学物質を製造・取り扱う労働者への適切な保護具の使用
- ・ 自律的な管理に向けた実施体制の確立

※1: 濃度基準値設定物質が対象 ※2: ※1以外のリスクアセスメント対象物が対象



独立行政法人 労働者健康安全機構  
**johas** 栃木産業保健総合支援センター

〒320-0811 宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4階 ☎028-643-0685

## 労働衛生工学担当相談員による「実地相談」申込書

|        |        |    |      |     |                       |                  |
|--------|--------|----|------|-----|-----------------------|------------------|
| 事業場名   |        |    |      |     | 従業員数                  |                  |
|        |        |    |      |     | 男性<br>女性<br>計<br>企業全体 | 名<br>名<br>名<br>名 |
| 代表者    | 職名     |    | 氏名   |     |                       |                  |
| 所在地    | 〒      |    |      |     |                       |                  |
| 電話・FAX | TEL    |    |      | FAX |                       |                  |
| 担当者    | 職名     |    | 氏名   |     |                       |                  |
|        | E-mail |    |      |     |                       |                  |
| 業種     |        |    | 業務内容 |     |                       |                  |
| 訪問希望日  | 第一希望   | 令和 | 年    | 月   | 日( )                  | 第二希望             |
|        |        | 時  | 分    | ～   | 時                     |                  |

- 実地相談を希望する内容に○をしてください。
- 1 局所排気装置等の設置及び改善方法等に関する実地相談
  - 2 化学物質のリスクアセスメント等に関する実地相談
  - 3 職場の採光、照度、換気等の作業環境の改善対策に関する実地相談
  - 4 衛生委員会の設置、開催、調査審議内容に関する実施相談
  - 5 職場における受動喫煙防止対策に関する実地相談
  - 6 自動化、省力化等による作業負担の軽減に関する実地相談
  - 7 職場巡視の方法等に関する実地相談
  - 8 その他、相談したい内容について差し支えない範囲で具体的に御記入ください。

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 総合支援センター記入欄 | 実地相談             |
|             | 令和 年 月 日( ) 時 分～ |
|             | 担当相談員            |

本書をファックス、メール([info@tochigis.johas.go.jp](mailto:info@tochigis.johas.go.jp))にて送信してください。  
 おって当センターから訪問日時について調整のため、ご連絡いたします。

独立行政法人 労働者健康安全機構 **johas** ☎028-643-0685

栃木産業保健総合支援センター

令和7年度

# SDS電子化 補助金

厚生労働省が公表した標準フォーマット形式による**危険性・有害性情報等(SDS)**の出力機能を有するシステムを導入するための経費について、**補助金が交付されます！**

申請期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

※補助金の執行状況等を踏まえ早期に終了又は延長することがあります。  
その場合はホームページでお知らせします。

対象者

中小企業基本法における中小企業者



※補助金の詳細は、中災防ホームページをご参照ください。  
<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>

## 補助対象及び補助額概要

既存のシステムを次の①、②の基準に適合するように改修、買換等に要する経費及び、  
①、②の基準に適合するシステムの新たな導入に要する経費

①以下のいずれかの読み込み機能を有し、判読可能なSDSとして復元する機能を有すること。

- ・電子化されたSDSデータ(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)を読み込む機能
- ・紙又はPDFのSDSを読み込む機能

②SDSデータを電子化(SDSデータ交換フォーマット項目定義書(厚生労働省 令和7年3月31日公表)に対応しているものに限る。)して出力する機能を有すること。(①で読み込んだデータを含む。)

また、出力に際して労働安全衛生法に準拠していない場合に記入を促す機能等を有していること。

※同一申請者当たりの年度内交付上限：**補助対象経費の1/2、ただし上限100万円** (千円未満切捨て)

また、リース契約及びライセンス契約、保守契約等の場合の補助対象となる経費は、事業実施期間中に支払われるものとします。  
この場合、複数年分を事業実施期間中に支払った場合には、補助実施年度を含め3年分(36か月分)が補助対象となります。



# 交付申請から補助金交付までの流れ

## 交付申請手続編（導入前に申請が必要）

### 1. 申請可能なシステムの基準の確認

### 2. 見積書の取得（+割賦計画書）

### 3. 交付申請（書類の提出）

国の補助金の電子申請システムである

**jGrants** を使用して申請ください。

jGrants の利用には G ビズ ID（「G ビズ ID プライム」又は「G ビズ ID メンバー」）が必要になりますので事前に取得してください。

期間：令和7年8月1日～令和7年11月30日

書類審査（約1か月）

交付決定（原則、申請の翌月末まで）

### 4. 交付決定通知の受け取り

交付決定後、速やかに通知いたします。

### 申請書類について（提出書類）

- ① 令和7年度 SDS 電子化補助金交付申請書（実施要領様式1）
- ② 補助対象に係る経費が明記されている見積書の写し  
※見積書の有効期限等が申請年度のものに限り
- ③ 誓約書（役員名簿を含む）（実施要領様式2）
- ④ 令和6年度の労働保険料納付証明書  
※令和6年度労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し及び口座振替事実を現す書面（通帳の写し等）でも可
- ⑤ 申請対象システムの概要を記載した書面  
※交付要領別表第1欄に掲げるシステムの基準に全て適合していることを含む。
- ⑥ 割賦計画書  
※割賦契約者のみ。  
様式は任意で可

## 事業実施期間

### 5. システム導入・補助対象経費の支払い（交付決定通知日以後に導入したシステムのみが対象です。）

## 補助金請求手続編（導入後に請求が必要）

### 6. 補助金請求書類の提出

令和8年2月20日（金）当日到着分まで

交付申請時と同様に

国の補助金の電子申請システムである

**jGrants** を使用して提出ください。

書類審査（約1か月）

支給決定（原則、請求の翌月末まで）

### 7. 補助金の受け取り

支給決定後、速やかに通知を行い、

請求の翌月末までをめぐりに指定の口座に振り込みます。

### 申請書類について（提出書類）

- ① 令和7年度 SDS 電子化補助金請求書（実施要領様式5）
- ② 補助対象に係る経費が明記されている納品書・請求書・領収書（又は銀行振込明細書の写し）
- ③ 割賦契約書等及び割賦支払実績が証明できる領収証書等の写し ※割賦契約者のみ
- ④ 売買契約書（写）等
- ⑤ 別途中災防より提供する電子情報を補助対象システムで読み込みを行い、判読可能な SDS として印字したものの
- ⑥ 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課が示すシステム導入に係るチェックシート



### お問い合わせ先

中央労働災害防止協会 SDS電子化補助金事務センター  
住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

問い合わせ専用ダイヤル：03-6809-4774

【令和7年7月1日～】 平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

随時情報を更新していますので、  
詳しくは、中災防のホームページをご覧ください。

<https://www.jisha.or.jp/chusho/sds/>



# 死亡労働災害多発 警報発令

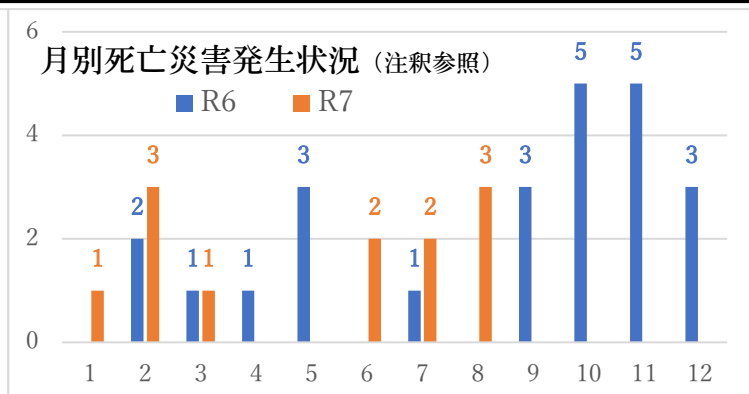
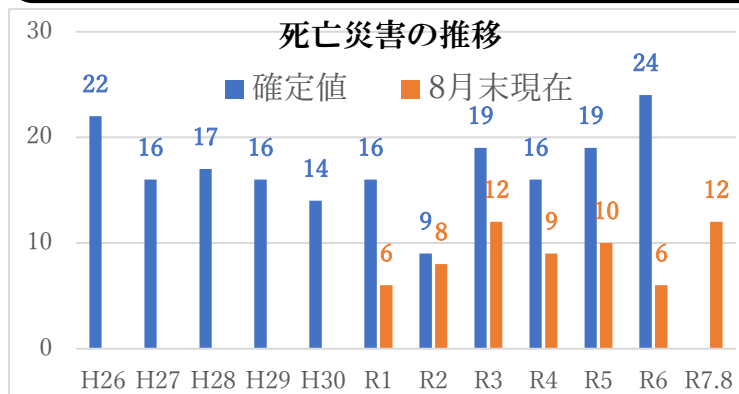


令和7年8月末現在、栃木県内では、労働災害による死亡者が前年より6人増加し、**12人**と倍増しております。昨年は、死亡労働災害が9月以降に多発し、10年ぶりに20人を超えたことも踏まえて、**令和7年9月1日付けで、栃木労働局長は「死亡労働災害多発警報」を発令します。**

**発令期間：令和7年9月1日～令和7年12月31日**

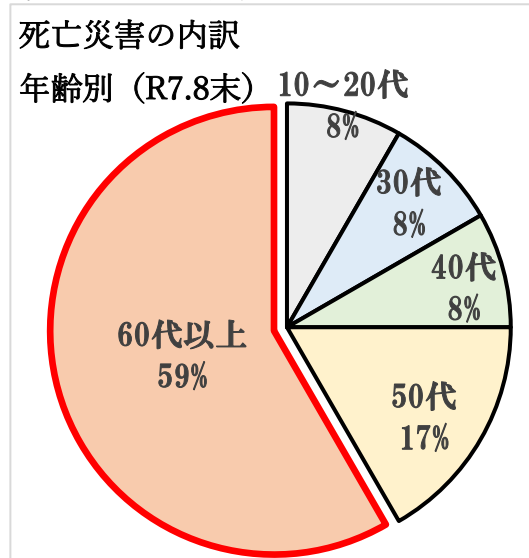
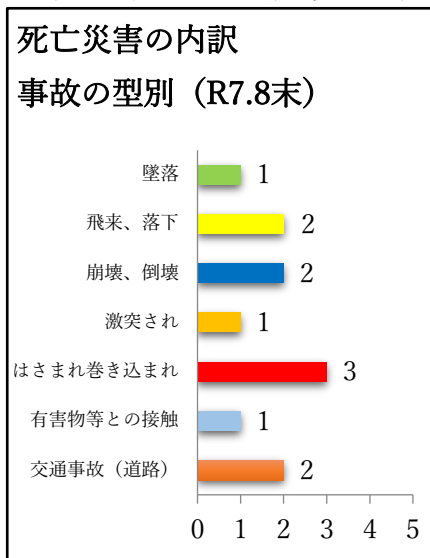
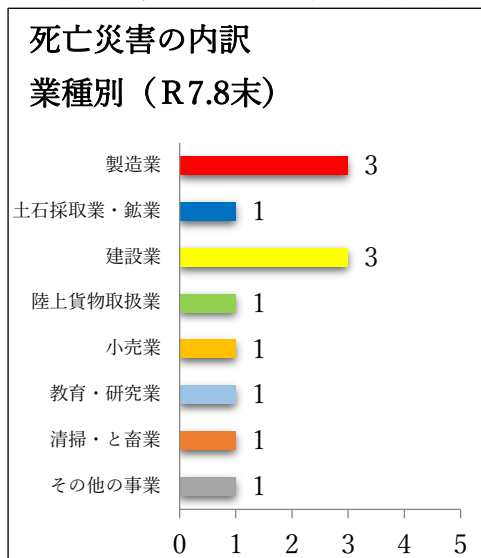
**“2つ”の重点項目（詳細は裏面参照）**

- **墜落災害対策**：全業種で、昨年死亡災害が多発した「墜落」災害の対策の徹底
- **高年齢労働者対策**：死亡災害の被災者の半数を占める高年齢労働者による労働災害の対策の徹底



※令和6年9月から令和7年8月までの1年間で死亡者は**28人**に上り、歯止めがかからない状態が続いています。

注釈：発生してから数か月後に死亡した等で、確定値を月別で見ると令和6年8月末までの件数が8件となっています。



※今年の特徴は、業種や事故の内容に偏りが少ないものの、**60歳以上の労働者が約6割を占め多発しています。**



**栃木労働局・労働基準監督署**

◎ 本年の死亡災害の事例は、HPをご覧ください。



1 墜落災害対策：昨年死亡災害が多発した「墜落災害」を防ぐために！

(1) 昨年度、墜落による死亡災害多発（24人中9人）を受け、パンフレットを作成しております。ご活用ください。

墜落・転落による死亡災害が多発！  
対策の徹底が急務です



(2) 身近な設備である「はしご」「脚立」からの墜落災害が業種問わず発生しております。身近にあるからこそ、対策がされずに安易に使って災害に遭われています。リーフレットを参考にして、対策徹底してください。



2 高齢労働者の労働災害を防ぐために！

(1) 傾向： 60歳以上の高齢労働者の災害が死傷災害でも多く3人に1人の割合で発生しています。特に近年、高齢労働者の雇用も増加しており、ベテラン労働者でなく、経験の浅い労働者も数多く（令和7年の60歳以上の死亡災害7人のうち、経験3年以下が3人と43%を占める。）被災しております。

(2) 対策： 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（通称：エイジフレンドリーガイドライン）を推進してください。



ポイント！

- ① 身体機能の低下を考慮した作業配置（平衡感覚が必要な脚立作業を避ける等）
- ② 熱中症対策として、のどの渇きに頼らない水分・塩分の補給や、冷房設備の活用、休憩時間の配慮（高齢者が、脱水症状の自覚（発汗やのどの渇き等）がなく、手遅れになるケースも少なくないため）
- ③ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（例えば、◎ 照度を上げ明るくすることで見やすくする、◎ 警報音等は聞き取りやすい中低音域の音へ変更、◎ 段差を減らす、◎ 階段などに手すりを設ける など）
- ④ 再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行う
- ⑤ 作業員自身が、身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善に取り組むことも重要です

(3) 法改正：労働安全衛生法が改正され、令和8年4月1日より、高齢労働者の労働災害防止対策の推進が努力義務になります。この改正では、高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることを求めています。

3 硫化水素中毒による災害を防止するために

埼玉県 行田市のマンホール転落による死亡事故を繰り返さないために、栃木労働局長が各団体に要請書を交付しました。同種作業に加え、酸欠や硫化水素中毒のおそれがある作業を行う場合には、この要請書を参考に対処を図ってください。



# 令和7年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

令和7年8月末日現在

栃木労働局

| No.<br>発生月<br>時間帯   | 業種                | 年齢  | 事故の型        | 災害の概要                                                                                                                |
|---------------------|-------------------|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     |                   | 経験  | 起因物         |                                                                                                                      |
| No.1<br>1月<br>11時台  | 化学工業              | 50代 | 有害物等との接触    | 被災者が、バケツに入った廃液をコンテナに移す作業に従事していたところ、何らかの理由でコンテナの上方にある開口部(直径40cm)からコンテナ中に転落し、死亡したものの。                                  |
|                     |                   | 30年 | 有害物         |                                                                                                                      |
| No.2<br>2月<br>15時台  | 木造家屋<br>建築工事業     | 60代 | 飛来、落下       | 木造2階建て住宅解体工事現場において、バックホウを用いて2階部分の解体を行っていたところ、屋根部分からベニヤ板(縦90cm、横180cm、厚さ12mm)が落下し、付近で廃棄物の分別作業をしていた被災者の背中に直撃し、死亡したものの。 |
|                     |                   | 5年  | 木材、竹材       |                                                                                                                      |
| No.3<br>2月<br>10時台  | 土石採取業             | 60代 | 飛来、落下       | 被災者が、原料碎石投入ホッパー内部において、シューターに詰まった玉石を取り除こうとしていたところ、別のホイールローダー運転者が、原料の碎石をホッパー内部に投入し、被災者が下敷きとなり、死亡したものの。                 |
|                     |                   | 24年 | ホイールローダー    |                                                                                                                      |
| No.4<br>2月<br>9時台   | その他の<br>事業        | 30代 | 崩壊、倒壊       | 被災者が、木製電柱(高さ8.60m)の撤去作業で電柱に登り、地上から7.25mの位置でワイヤーカッターを使用した電線の切断作業を行っていたところ、電柱が地表面の部分で折れ、倒れた電柱と共に地上に激突し、死亡したものの。        |
|                     |                   | 12年 | その他の構築物等    |                                                                                                                      |
| No.5<br>3月<br>16時台  | 一般<br>機械器具<br>製造業 | 20代 | 激突され        | 長さ約3m(径3cm)の加工材(鉄製で丸棒状)の先端部分を加工するため旋盤にセットし、操作者が、旋盤の運転を開始し、回転数を上げていたところ、加工材が、被災者の頭部を直撃し、死亡したものの。                      |
|                     |                   | 6年  | 旋盤          |                                                                                                                      |
| No.6<br>6月<br>9時台   | 土木工事業             | 40代 | 崩壊、倒壊       | ケーブルクレーンの設置工事において、上部鉄塔付近に動滑車を固定するワイヤーロープを取り付ける準備作業をしていたところ、上部鉄塔が倒れ、被災者に激突し、死亡したものの。                                  |
|                     |                   | 19年 | クレーン        |                                                                                                                      |
| No.7<br>6月<br>6時台   | 教育・研究<br>業        | 50代 | はさまれ、巻き込まれ  | 従業員駐車場において、被災者が自家用車を停車後、ドライブレンジのまま降車し、当該車の前方に立った際に当該車が前進してきたため、当該車を人力で止めようとするも止められず、当該車右前輪に頭部をはさまれ、死亡したものの。          |
|                     |                   | 8年  | 乗用車、バス、バイク  |                                                                                                                      |
| No.8<br>7月<br>5時台   | 清掃・と畜<br>業        | 60代 | はさまれ、巻き込まれ  | 被災者が、スーパーのゴミ集積所において、ゴミ回収作業を行っていたところ、パッカー車の後部回転板と押込板に両腕を巻き込まれ死亡したものの。                                                 |
|                     |                   | 10年 | トラック        |                                                                                                                      |
| No.9<br>7月<br>13時台  | 窯業土石<br>製品製造業     | 80代 | 交通事故(道路)    | 資材を運搬するため、被災者が市道をダンプカーで走行していたところ、国道に合流する信号機のないY字路交差点において、国道を走行していたダンプカーの左前部に衝突し、死亡したものの。                             |
|                     |                   | 1か月 | トラック        |                                                                                                                      |
| No.10<br>8月<br>4時台  | 小売業               | 60代 | 交通事故(道路)    | 被災者が、バイクで新聞配達をしていたところ、走行中にイノシシに衝突されたか、追突したため転倒し、死亡したものの。                                                             |
|                     |                   | 8年  | 乗用車、バス、バイク  |                                                                                                                      |
| No.11<br>8月<br>17時台 | 陸上貨物<br>取扱業       | 60代 | はさまれ、巻き込まれ  | トラックの後方で被災者が作業していたところ、使用しないため垂直に跳ね上げていたローラーコンベアが何らかの拍子に倒れ、ローラーコンベアの正面にいた被災者がローラーコンベアとトラックとの間に挟まれ、死亡したものの。            |
|                     |                   | 3年  | コンベア        |                                                                                                                      |
| No.12<br>8月<br>7時台  | 土木工事業             | 70  | 墜落・転落(2m未満) | 散水車のタンクに給水するため、被災者が散水車後部のステップに両足をかけ作業していたところ、ステップから降りようとした際にバランスを崩し、0.7mの高さから転落し、後日死亡したものの。                          |
|                     |                   | 3年  | トラック        |                                                                                                                      |

# 酸素欠乏症・硫化水素中毒防止 チェックリスト

汚泥などが溜まっているマンホール内などでは、酸素欠乏症・硫化水素中毒になるおそれがあり、濃度によっては、**一瞬で命を落とす危険性**があります。

酸素欠乏症・硫化水素中毒の危険性がある場所（酸素欠乏危険場所、硫化水素中毒危険場所は裏面参照）での作業を行う際は、以下の対策を確実に実施してください。

【酸素欠乏症・硫化水素中毒防止の濃度基準】

酸素濃度を**18%以上** 硫化水素濃度を**10ppm以下**

| 実 施 対 策 |                                                                                                                     | <input checked="" type="checkbox"/> |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1       | 現場管理者は、労働者に対し、作業計画や作業手順に基づいた明確な作業指示を行うこと。                                                                           | <input type="checkbox"/>            |
| 2       | 作業開始前に、空気中の酸素及び硫化水素濃度を測定すること。（酸欠則第3条）                                                                               | <input type="checkbox"/>            |
| 3       | 空気中の <b>酸素濃度を18%以上</b> 、 <b>硫化水素濃度を10ppm以下</b> に保つように換気（※）すること。※マンホール等の内部が横に長大であるなど、換気が困難な場合は、次の4の措置を講じること。（酸欠則第5条） | <input type="checkbox"/>            |
| 4       | 換気が困難な場合は、送気マスク等の空気呼吸器を必ず使用すること。（酸欠則第5条の2）                                                                          | <input type="checkbox"/>            |
| 5       | 酸素欠乏症・硫化水素中毒により墜落・転落するおそれがあるときは、要求性能墜落制止用器具（安全帯）を必ず使用すること。（酸欠則第6条第1項）                                               | <input type="checkbox"/>            |
| 6       | 要求性能墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備等を設けること。（酸欠則第6条第2項）                                                                        | <input type="checkbox"/>            |
| 7       | 空気呼吸器、要求性能墜落制止用器具及び当該器具の取付設備を使用する時は、作業開始前に必ず点検し、異常を認めた場合は補修・交換をすること。（酸欠則第7条）                                        | <input type="checkbox"/>            |
| 8       | 酸素欠乏症・硫化水素中毒の危険性がある作業に従事する労働者個々人の入退場を点検表等により点検すること。（酸欠則第8条）                                                         | <input type="checkbox"/>            |
| 9       | 関係労働者以外を立入禁止とする表示を見やすい箇所にすること。（酸欠則第9条）                                                                              | <input type="checkbox"/>            |
| 10      | 酸素欠乏症の危険場所（裏面2の①～③の場所）における作業では、酸素欠乏危険作業主任者技能講習を修了した者から酸素欠乏危険作業主任者を選任すること。（酸欠則第11条）                                  | <input type="checkbox"/>            |
| 11      | 硫化水素中毒の危険場所（裏面2の④の場所）における作業では、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者から酸素欠乏危険作業主任者を選任すること。（酸欠則第11条）                              | <input type="checkbox"/>            |
| 12      | 酸素欠乏症・硫化水素中毒等に関する特別教育を行った労働者を配置すること。（酸欠則第12条）                                                                       | <input type="checkbox"/>            |
| 13      | 監視人の配置、または自動警報装置付きの測定機器による常時測定を行うこと。（酸欠則第13条）                                                                       | <input type="checkbox"/>            |

【参 考】

1. 酸素欠乏症・硫化水素中毒

- ① 酸素欠乏  
空気中の酸素濃度が18%未満である状態
- ② 硫化水素  
空気中の硫化水素濃度が10ppmを超える状態

【酸素欠乏症】

| 酸素濃度                   | 症 状 等                                                 |
|------------------------|-------------------------------------------------------|
| 21%                    | 通常の空気の状態                                              |
| 18%                    | 安全限界だが連続換気が必要                                         |
| 16%<br>12%<br>8%<br>6% | 頭痛、吐き気<br>目まい、筋力低下<br>失神昏倒、7～8分以内に死亡<br>瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡 |

【硫化水素中毒】

| 硫化水素濃度                              | 症 状 等                                   |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| 5 ppm 程度                            | 不快臭                                     |
| 10 ppm                              | 許容濃度（眼の粘膜の刺激下限界）                        |
| 20ppm<br>↓<br>350ppm<br>↓<br>700ppm | 気管支炎、肺炎、肺水腫<br>生命の危険<br>呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡 |

2. 主な酸素欠乏・硫化水素中毒の危険場所

- ① 長期間使用されていない井戸等の内部（酸欠）
  - ② 雨水や湧水などが滞留し、または滞留したことのある槽、暗渠、ピット、マンホール等の内部（酸欠）
  - ③ 長期間密閉されていた鋼製タンク等の内部（酸欠）
  - ④ し尿、腐泥、汚水など、腐敗等しやすいものを入れてあり、または入れたことのある槽、暗渠、ピット、マンホール等の内部（酸欠・硫化水素中毒）
- 上記以外にも危険場所があります。労働安全衛生法施行令別表6をご参照ください。

【注意事項】

過去に発生した酸欠等の災害では、被災者を救出するために、十分な装備もせずに酸欠危険場所に入っでの「二次災害」が発生しています。

酸素欠乏・硫化水素中毒危険場所の内部は大変危険な状態ですので、送気マスク等の保護具を着用せずに立ち入ることは絶対に避けてください！